

# 風力発電施設立地可能性調査報告書

平成 24 年 12 月

神奈川県

## 目 次

1. 調査の目的	1
1.1 目的	1
1.2 風力発電事業の現状及び課題	1
2. 風力発電の導入ポテンシャル	3
2.1 全国の状況	3
2.2 神奈川県の場合	7
3. 調査対象範囲	8
4. 風力発電立地可能性検討会の設置	9
4.1 検討会の目的	9
4.2 検討会の開催実績・概要	9
5. 調査内容	10
5.1 調査フロー	10
5.2 具体的検討エリアの抽出	11
5.3 設置可能地点の検討	15
6. 調査結果	19
6.1 具体的検討エリアの抽出	19
6.2 設置可能地点の検討	21
6.3 調査結果のまとめ	23
7. 総括	24
8. 付論 ー大型陸上風力発電以外の風力発電の可能性についてー	25
別 添 図	27
資 料 編	45

# 1. 調査の目的

## 1.1 目的

神奈川県では、「原子力発電に過度に依存しない」「環境に配慮する」「地産地消を推進する」という3つの原則のもと、再生可能エネルギー等の導入を進め、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の3つの取組を総合的に進め、地域が中心となった分散型のエネルギー体系の構築を目指す「かながわスマートエネルギー構想」を推進している。

このうち「創エネ」の取組として、風力発電などの再生可能エネルギーは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度を活用し、地域の特性などを踏まえながら普及を促進することとしており、発電事業としての事業採算性が確保できるような好適地を見出すことが肝要であることから、風力発電の設置に適した地域・地点の調査を行い、その結果を公表することで、民間の風力発電事業者の県内誘致を目指すこととした。

本調査では上記の考え方にに基づき、風況や法規制、環境条件、現地調査など、風力発電の立地に係る諸事項の調査を行った上で、一定の条件に基づいて風力発電の設置に適した地点を抽出し、分析及び検討を行ったものである。

なお、本調査は平成24年6月25日～平成24年10月31日の期間で実施した。

## 1.2 風力発電事業の現状及び課題

### (1) 風力発電の現状

全国の風力発電の導入実績は、2011年度末で約250万kW、総設置基数1,870基となっており、近年、導入量は増加傾向にある。都道府県別では、青森県が最も導入量が多く、次いで北海道となっている（図1.2.1）。

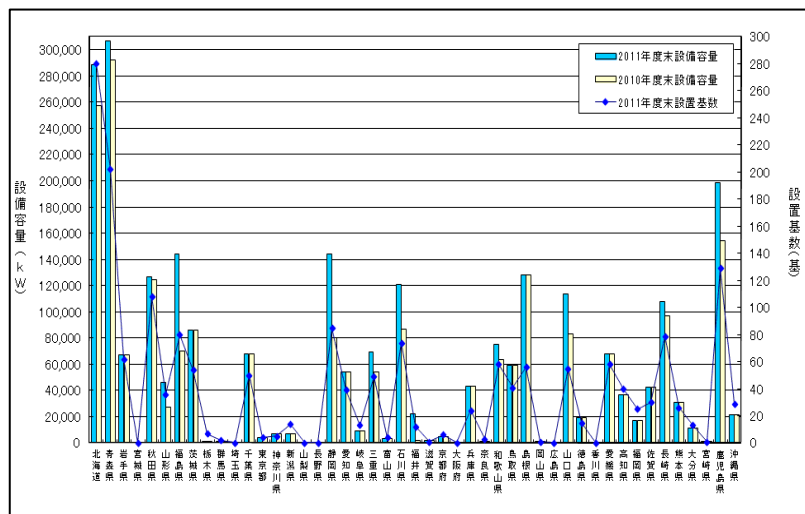


図 1.2.1 風力発電の導入実績 (2012年4月末現在)  
(出典：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO))

また、将来の普及目標としては、「革新的エネルギー・環境戦略」(平成24年9月、エネルギー・環境会議)において、原発依存度を減らし、化石燃料依存度を抑制することを基本方針として示し、2030年までに再生可能エネルギー(水力発電を除く)の発電電力量を2010年比で約8倍とする目標を掲げている。

この中で、風力発電は特に大幅な導入拡大が期待されており、「革新的エネルギー・環境戦略」策定の基礎となった「エネルギー・環境に関する選択肢」では、2030年までに2010年度の約15倍、総発電電力量の約7%にあたる663億kWhを風力発電で賄う(※)としている。

※ いわゆる「15シナリオ」(再生可能エネルギー全体で30%)の数値で、洋上・陸上風力発電の合計

## (2) 固定価格買取制度における風力発電の取扱

平成 24 年 7 月 1 日から開始された固定価格買取制度では、通常要する費用に適切な利潤を勘案して調達価格等を決定することとされている。風力発電の平成 24 年度の調達価格及び期間は、期間 20 年間で、20kW 以上 22 円/kWh（税抜）、20kW 未満 55 円/kWh（税抜）とされており、法施行後の最初の 3 年間は「利潤に特に配慮」するよう規定されていることから、導入が加速化することが期待されている。

なお、同制度に基づく風力発電設備の認定状況は、平成 24 年 10 月末までに 33.6 万 kW となっており（表 1.2.1）、北海道や秋田県などでの導入量が多くなっている。

表 1.2.1 再生可能エネルギー発電設備の認定状況（平成 24 年 10 月末時点）

＜2012年度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況(10月末時点)＞

	2011年度時点における導入量	2012年4月～10月末までに運転開始した設備容量 (速報値※1)	2012年度末までの導入予測	(参考) 10月末までに認定を受けた設備容量
太陽光（住宅）	約 4 0 0 万 kW	8 8 . 6 万 kW (4～6月 3 0 . 0 万 kW)	約 1 5 0 万 kW	5 8 . 6 万 kW (前月比+1 4 . 2 万 kW)
太陽光（非住宅）	約 8 0 万 kW	2 4 . 0 万 kW (4～6月 0 . 2 万 kW)	約 5 0 万 kW	1 6 2 . 7 万 kW (前月比+5 9 . 1 万 kW)
風力	約 2 5 0 万 kW	1 . 4 万 kW (4～6月 0 . 0 万 kW)	約 3 8 万 kW	3 3 . 6 万 kW (前月比+4 . 4 万 kW)
中小水力 (1000kW以上)	約 9 3 5 万 kW	0 . 1 万 kW (4～6月 0 . 1 万 kW)	約 2 万 kW	0 万 kW
中小水力 (1000kW未満)	約 2 0 万 kW	0 . 2 万 kW (4～6月 0 . 1 万 kW)	約 1 万 kW	0 . 2 万 kW (前月比+0 万 kW)
バイオマス	約 2 1 0 万 kW	1 . 2 万 kW※2 (4～6月 0 . 6 万 kW)	約 9 万 kW	0 . 6 万 kW (前月比+0 万 kW)
地熱	約 5 0 万 kW	0 万 kW	0 万 kW	0 万 kW
合計	約 1 . 9 4 5 万 kW	1 1 5 . 5 万 kW	約 2 5 0 万 kW	2 5 5 . 7 万 kW

※1 経済産業大臣による設備認定の際に登録された運転開始予定日を基にした数値であり、実際の運転開始時期を精査した結果、事後的に補正される可能性があります。

※2 4月～10月末までに運転開始した設備容量には、上記の他、35万kWの石炭混焼発電設備を認定していますが、発電出力のすべてをバイオマス発電設備としてカウントすることは妥当でないと考え、便宜上、設備容量に含めていません。

（出典：経済産業省「再生可能エネルギー発電設備の導入状況について（10月末時点）」）

## (3) 風力発電の課題

### ア 採算性の確保

固定価格買取制度の導入により、基本的には事業採算性の確保が見込める状況となったものの、好風況などの条件の整った適地を選択した上で、管理運営コストも考慮した適切な規模の風車を設置することが必要となる。

現在、一般的には、年間の平均風速が 6.0m/s 以上の風況が見込まれる場所が適地とされ、風車の規模等についても、2,000kW クラスの風車を、発電機周辺のインフラコストや維持管理費用の単価を抑えるため、少なくとも 3 基以上設置して、ウィンドファームとして運用することが効率的であるとされている。

### イ 環境影響面からの制約

風力発電の設置による環境影響としては、騒音・低周波音やシャドーフリッカー等の生活環境面への影響、希少猛禽類や渡り鳥等の風車への衝突（バードストライク）による影響が懸念される他、設置に伴う土地改変の影響も挙げられ、こうした影響を考慮する必要がある。

### ウ 系統連系の制約

風力発電を設置し、売電する場合には、送電系統に連結させる必要がある。しかしながら、出力変動が大きい風力発電機が、大量に既設の電力系統に接続されると電力供給の不安定要因になることが指摘されている。一方、風況条件の良い地域は送電能力が小さい遠隔地にある場合が多く、北海道電力、東北電力、九州電力管内の一部の地域においては、送電線空容量の制約から、風力発電の受け入れが制約されている地域もある。

なお、東京電力管内では総発電容量が大きいため、連系可能量の制約は生じていないことから、現時点では神奈川県内ではこうした懸念は小さいものと考えられる。

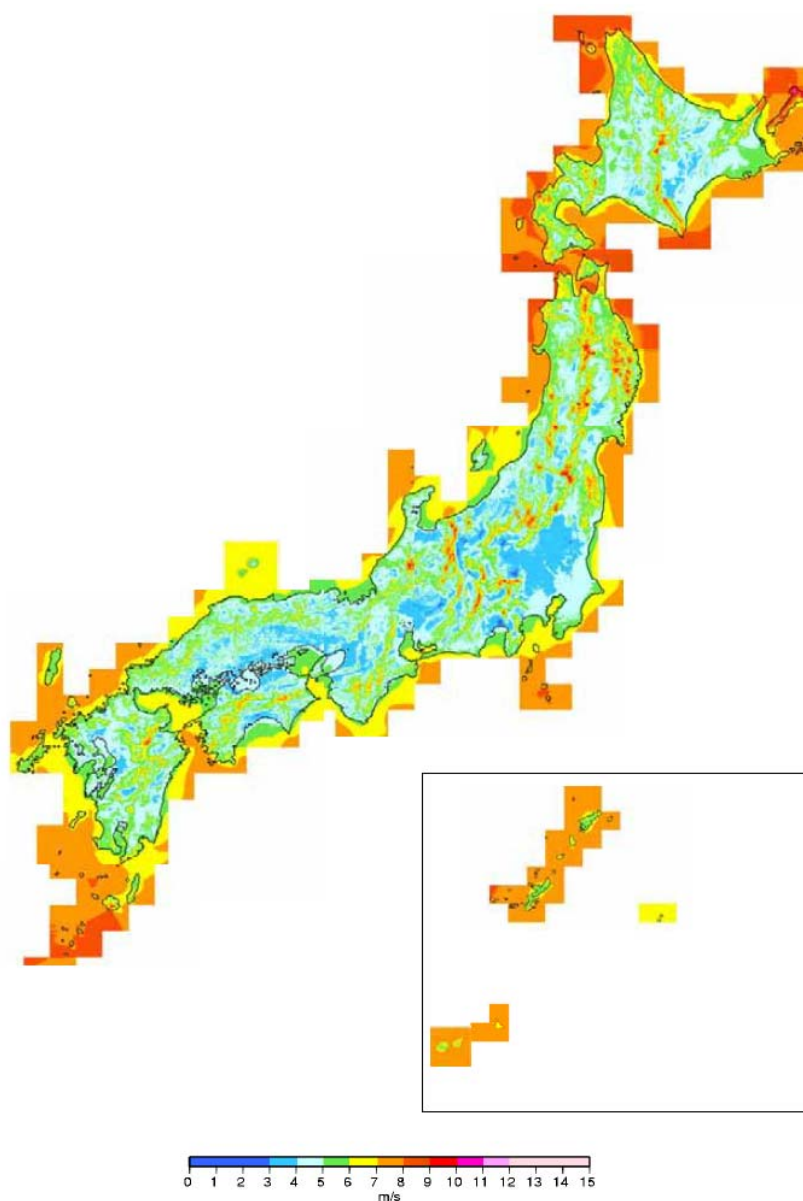
## 2. 風力発電の導入ポテンシャル

### 2.1 全国の状況

#### (1) 全国の風況

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が作成した全国風況マップ（風況予測モデル、LAWEPS (Local Area Wind Energy Prediction System)により作成）を図 2.1.1 に示した。風況マップは、風況観測データをもとに地図上のメッシュに風速階級を示したものである。

年間の平均風速が 6.0m/s 以上の好風況の地域は、特に北海道、東北から関東地方にかけての山稜部や、沿岸海域に多く分布している。



(出典：「風力発電導入ガイドブック」(2008 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)))

図 2.1.1 全国風況マップ

## (2) 全国の風力発電の導入ポテンシャル

「導入ポテンシャル」とは、環境省によれば、「エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量で、「種々の制約要因に関する仮定条件」を設定した上で推計され、賦存量の内数となる。」と定義されている。

これまで、我が国では経済産業省及び環境省により風力発電導入ポテンシャル調査が実施されており、その結果を図 2.1.2、図 2.1.3に示した。経済産業省の調査\*<sup>1</sup>、環境省の調査\*<sup>2</sup>のいずれも、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社が作成した風況マップ、WinPASをベースに、風況条件、土地利用条件等により風車の立地が可能な地域の絞り込みを行っていることなどから、調査結果についても概ね同様の傾向を示しており、経済産業省の調査では、陸上風力の導入ポテンシャルは全国で約 1.51 億kW\*<sup>3</sup>、環境省の調査では約 2.83 億kW\*<sup>4</sup>と算定されている。

いずれの調査でも、導入ポテンシャルの高い地域は北海道および東北地域に集中している。

- \* 1 経済産業省の調査（「平成 22 年度 新エネルギー等導入促進基礎調査事業（風力エネルギーの導入可能性に関する調査）調査報告書（平成 23 年 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社）」）
- \* 2 環境省の調査（「平成 22 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書（平成 23 年 株式会社エックス都市研究所、アジア航測株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社）」）
- \* 3 ポテンシャルBの値。風況 5.5m/s 未満、標高区分 1,000m以上、最大傾斜角 20 度以上、自然公園（国立・国定）特別保護地区、第 1 種～第 3 種特別地域、普通地域、都道府県立自然公園第 1 種～第 3 種特別地域、普通地域、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、世界遺産地域、居住地から 500m未満、市街化区域、土地利用区分（田、建物用地、幹線交通用地、河川及び湖沼、ゴルフ場等）、保安林、国有林、送電線からの距離 40 km以上を除外条件としている。また、風況マップを作成するために用いた気象データは、2000～2004 年の 5 か年となっている。
- \* 4 陸上風力発電の導入ポテンシャルの値。風況 5.5m/s 未満、標高区分 1,000m以上、最大傾斜角 20 度以上、自然公園（国立・国定）特別保護地区、第 1 種特別地域、都道府県立自然公園第 1 種特別地域、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、国指定、都道府県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区、世界遺産地域、居住地から 500m未満、市街化区域、土地利用区分（田、建物用地、幹線交通用地、河川及び湖沼、ゴルフ場等）、保安林を除外条件としている。また、風況マップを作成するために用いた気象データは、2000 年となっている。

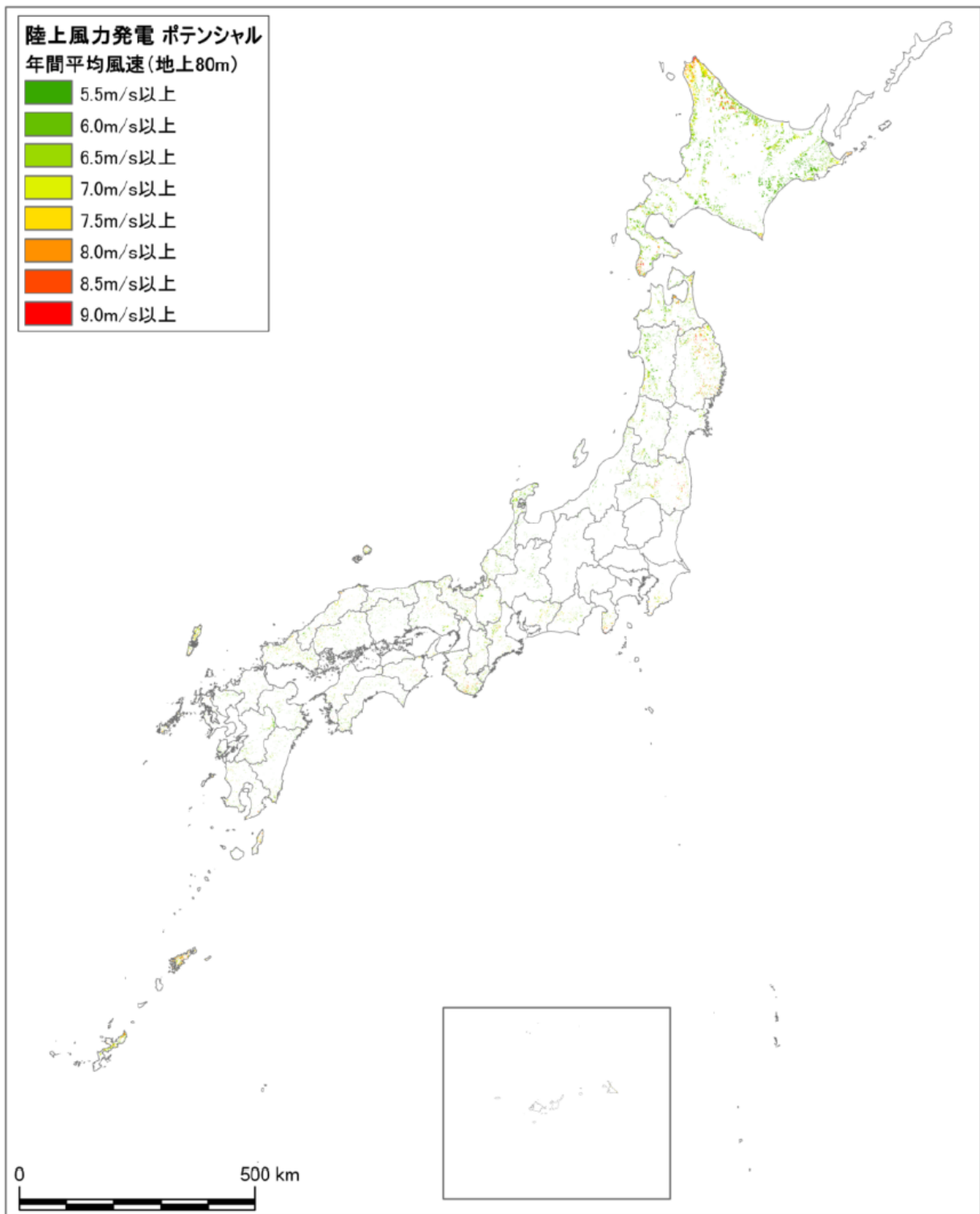


図 2.1.2 風力発電の導入ポテンシャル図(経済産業省)

(出典：平成 22 年度 新エネルギー等導入促進基礎調査事業 (風力エネルギーの導入可能性に関する調査) 調査報告書 (経済産業省))

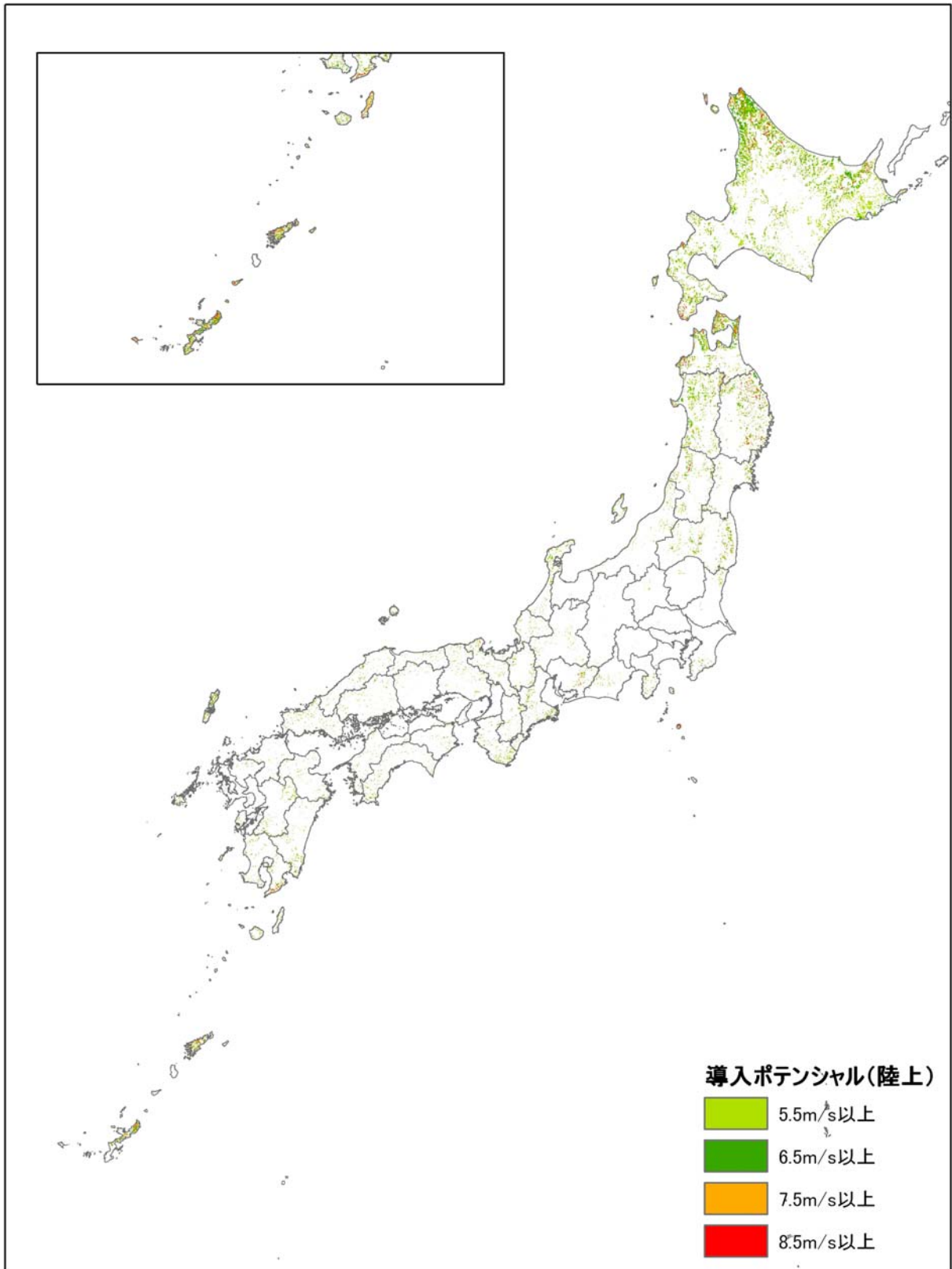


図 2.1.3 風力発電の導入ポテンシャル図(環境省)

(出典：平成 22 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書(環境省))



## 2.2 神奈川県 の状況

経済産業省及び環境省の調査によると神奈川県内の陸上風力発電の導入ポテンシャルは約1万kW～10万kWとされており、どの位の平均風速の範囲を開発可能ととらえるか等によって数値は異なるものの、全国の順位では45位程度と、他の自治体と比較して、相対的にポテンシャルは高くないとの分析が示されている。

また、横須賀市、湯河原町、箱根町にポテンシャルが比較的高い地域が分布している(図2.2.1)。

なお、神奈川県内での100kW以上の陸上風力発電の導入実績は5基(4か所)で、設備容量は全体で約7,170kWである(表2.2.1)。

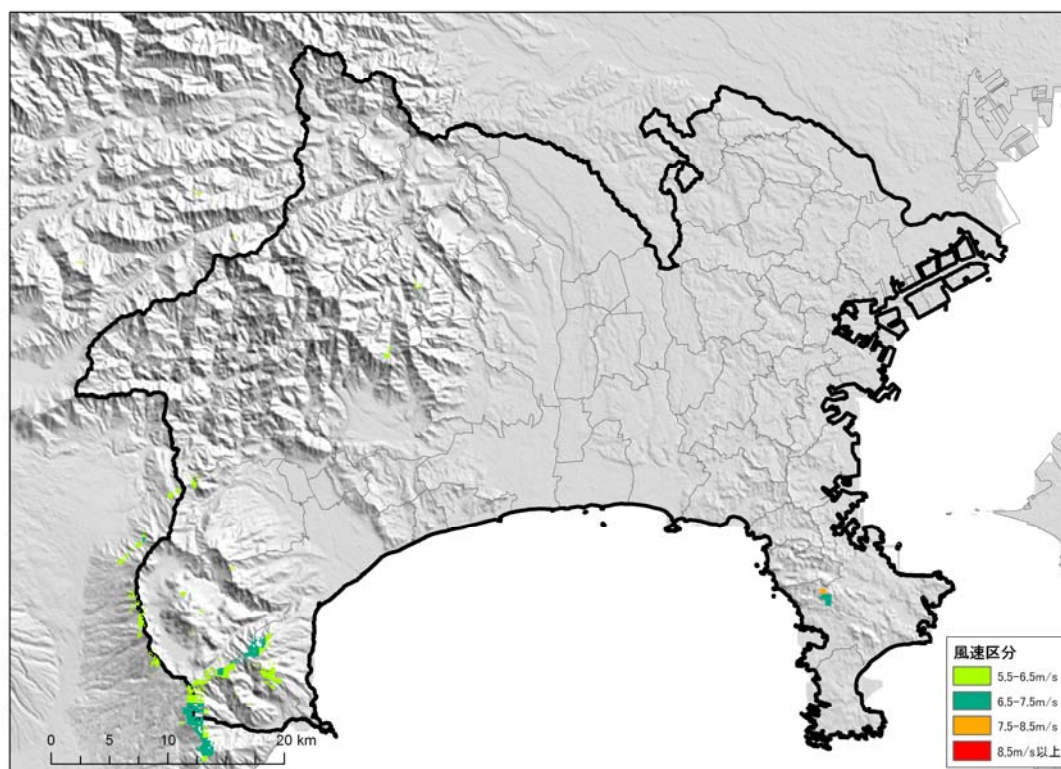


図 2.2.1 神奈川県における風力発電の導入ポテンシャル図

(出典：平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書(環境省))

表 2.2.1 神奈川県における風力発電の導入状況

設備名	規模	メーカー	設置年度
横浜三菱風力発電所 (三菱重工業株)	2,400 kW×1基	三菱重工業	2005年度
扇島風力発電所(JX日鉱 日石エネルギー株)	1,990 kW×1基	日本製鋼所	2009年度
ハマウイング(横浜市)	1,980 kW×1基	Vestas	2006年度
宮川公園(三浦ウィンドパ ーク株)	400 kW×2基	NEG-Micon	1997年度

### 3. 調査対象範囲

本調査の対象範囲は、図 3.1 に示すとおり、「京浜臨海部地域」及び「三浦半島地域」の 2 地域とした。

「京浜臨海部地域」については、風況は劣るが土地利用の諸規制や騒音等の影響が少なく、送・配電線への接続距離も比較的短く建設コストが低いことが期待でき、「三浦半島地域」については、6.5m/s 以上の好風況地域が分布しており、事業採算性の面で設置の可能性が期待できることから、以上の 2 地域を対象とした。その他、湯河原から箱根地域及び丹沢地域については、好風況地域が分布しているが、自然公園区域が多く、実現可能性が低いことから本調査の対象外とした。

なお、「京浜臨海部地域」は、比較的風況条件が良好なエリアとして、海岸に隣接した川崎市川崎区、横浜市鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区を、「三浦半島地域」は横須賀市、逗子市、葉山町、三浦市を対象としている。

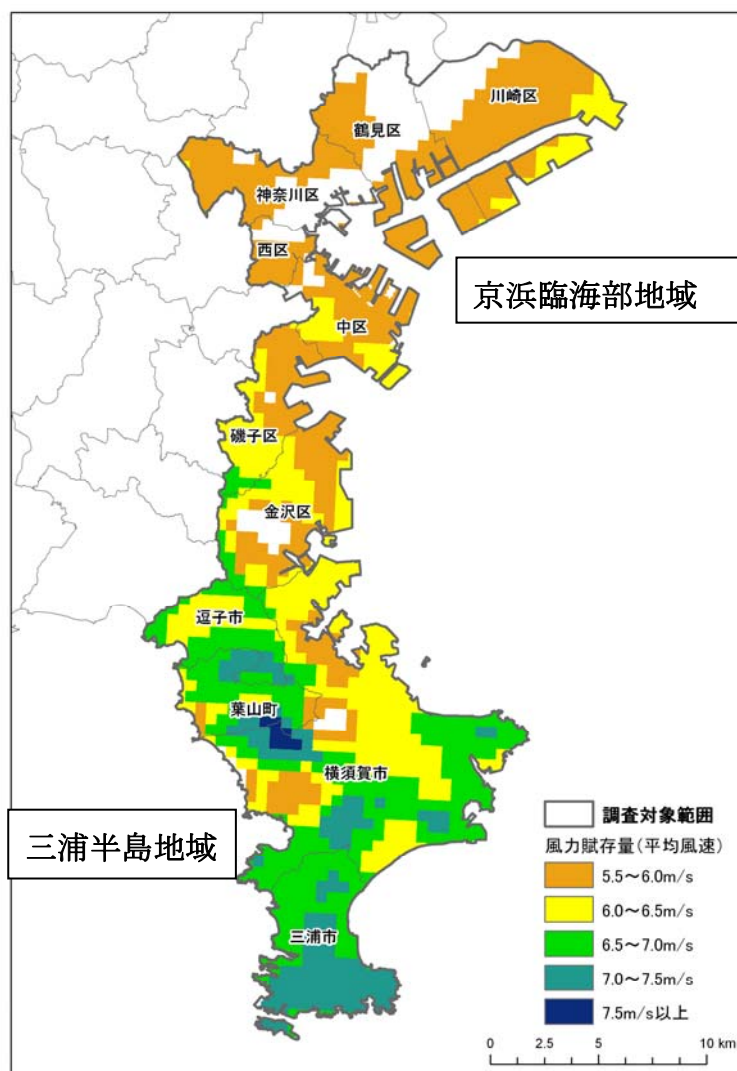


図 3.1 調査対象範囲

(出典：平成 22 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査(環境省) (陸上風力賦存量 GIS データ))

## 4. 風力発電立地可能性検討会の設置

### 4.1 検討会の目的

本調査の実施にあたり、幅広い観点から技術的なアドバイスをいただくため、学識経験者や事業者、地元自治体の職員などによる風力発電立地可能性検討会を設置した。

表 4.1.1 検討会の構成委員

分野	氏名	職名
学識経験者	いとう まさはる 伊藤 正治	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー部 自然エネルギーグループ 主任研究員
学識経験者	うしやま いずみ ◎牛山 泉	足利工業大学 学長
事業者	さいとう てつお 斉藤 哲夫	一般社団法人 日本風力発電協会 企画局長
事業者	もり ひさと 森 久人	三菱重工業株式会社 原動機事業本部 風車事業部 企画・営業部 営業課長
事業者	やたべ たかし 矢田部 隆志	東京電力株式会社 神奈川支店 営業部 法人営業第三グループマネージャー
地元自治体	よしだ はじめ 吉田 肇	横浜市 環境創造局 環境保全部 環境エネルギー課 担当課長
地元自治体	かねこ ひろみ 金子 浩美	川崎市 環境局 地球環境推進室 担当課長
地元自治体	おざわ みつる 小澤 充	横須賀市 環境政策部 環境企画課長
地元自治体	ほりこし しゅういち 堀越 修一	三浦市 環境部 環境課長
県	やまぐち けんたろう 山口 健太郎	環境農政局 新エネルギー・温暖化対策部 太陽光発電推進課長

(◎は、会長)

### 4.2 検討会の開催実績・概要

検討会は、調査の進捗状況に合わせて3回実施した。各回の概要は、以下のとおりである。

表 4.2.1 検討会の開催実績と概要

回数	開催日	概要
第1回	6月27日	「具体的検討エリア」を抽出する際に必要となる調査項目の検討(土地利用状況の除外要件や設置する際に係る法規制や環境条件等の項目についての検討)
第2回	8月6日	抽出された「具体的検討エリア」の検証及びエリア内の「設置可能地点」を検討する際に必要となる調査項目の検討(現地調査等での土地利用状況や系統連系条件調査等の内容についての検討)
第3回	10月18日	「設置可能地点」の検討結果の検証等 風力発電における今後の普及策に向けた提言

## 5. 調査内容

### 5.1 調査フロー

本調査を行うにあたっては、「風力発電導入ガイドブック」(2008 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)) の風力発電導入の流れ (図 5.1.1) を参考に導入手順を検討し、このうちの「立地調査」に該当する調査を行うこととした。

具体的には、図 5.1.2 に示すフローのとおり、風況条件、土地条件、法規制等の視点から、GIS (地理情報システム) を活用するとともに空中写真等による個別確認を行い、「具体的検討エリア」として抽出した上で、当該エリアの中から設置可能地点の検討を行った。

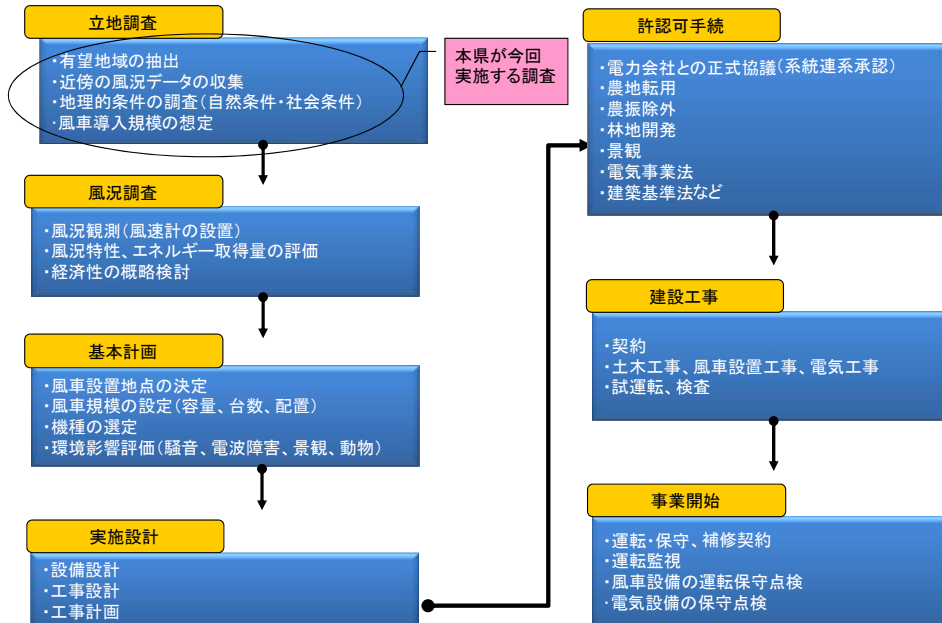


図 5.1.1 風力発電導入の流れ

「風力発電導入ガイドブック」(2008 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)) を参考に作成

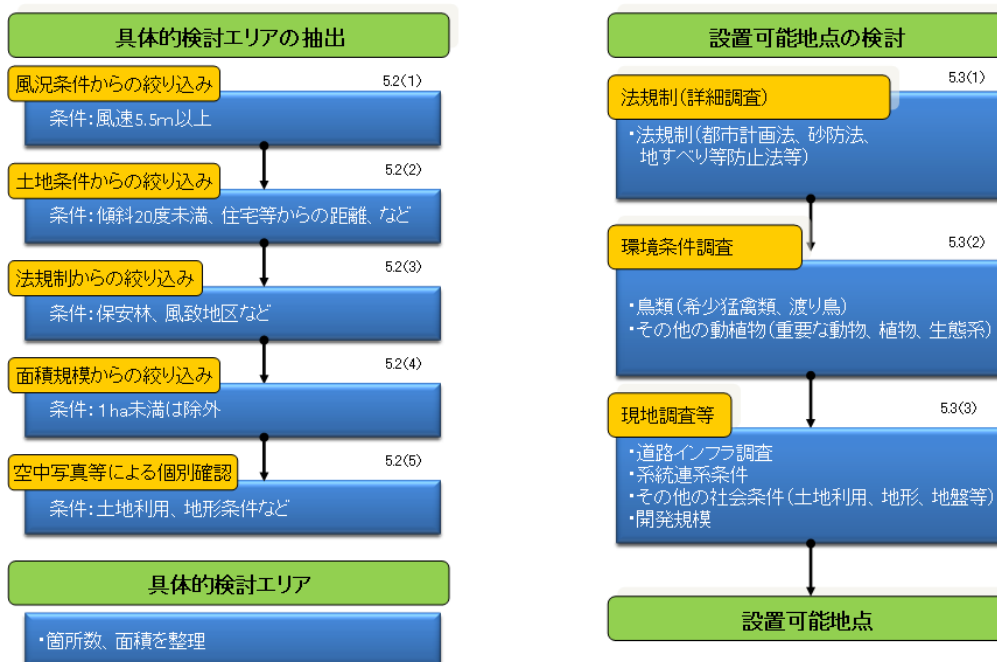


図 5.1.2 具体的検討エリアの抽出と設置可能地点の検討フロー

## 5.2 具体的検討エリアの抽出

### (1) 風況条件からの絞り込み

風況条件に関しては、表 5.2.1 に示す条件を設定し、「平成 22 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査（環境省）」\*1 の陸上風力賦存量調査結果をもとに、調査範囲から好風況エリアを抽出した。

風況条件のうち、高さについては、風力発電の規模が近年、単機出力が 2,000kW~3,000kW のものが主流となっていることから、2,000kW クラスの風車を念頭に、ハブ高で 80m、ロータ直径で 80~90m の風車を想定し、地上高 80m とした。

また、風速区分については、事業採算性を考えると 6.0m/s 以上が望ましいが、立地の可能性を広げるため、5.5m/s 以上を対象とした。

\*1 「平成 22 年度環境省再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」の賦存量調査結果は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社が開発した局地気象予測システム LOCALS (Local Circulation Assessment and Prediction System) と G P V (Grid Point Value) 等の入力データを用いて実施した 2000 年 1 月~12 月の日本全国を対象とした数値シミュレーション結果に基づき作成された風況マップ、W i n P A S をベースに作成されている。

表 5.2.1 具体的検討エリアの抽出に使用した風況条件等

項目	対象	内容
風速区分	5.5m/s 以上	風況は本来 6.0m/s 以上が望ましいが、立地の可能性を広げるため、5.5m/s 以上を対象とした。
高さ	80m	想定した風車規模（2,000kW クラス）のハブ高を参考に設定した。

### (2) 土地条件からの絞り込み

地形（土地利用）の分析に関しては、表 5.2.2 に示す条件を設定して分析を行った。

ア 傾斜については、国土地理院 10mメッシュ標高データを使用し、施工面で施設の設置が困難な傾斜が 20 度以上の地域を開発不可条件とした。居住地等、土地利用については神奈川県都市情報システムデータ（H17 年）を使用し、騒音の観点から開発が困難な地域を除外した。

イ 居住地等の条件については、「建物用途現況データ」のうち「住宅」に該当する区分を適用し、環境影響（騒音・低周波音）の観点から住宅より 500m 圏内\*1 は開発不可とした。また「住宅以外」に関しては、風力発電施設を設置する際の安全性等の観点から建物用途地より 50m 圏内\*2 を開発不可とした。なお、この解析に使用した「建物用途現況データ」および「土地利用現況データ」の凡例区分、風力発電施設の開発可否の設定条件の詳細は資料編 2、資料編 3 に示している。

ウ 土地利用については、河川・水路・住宅用地・業務用地・文教厚生用地・ゴルフ場・道路用地など、風力発電の設置が困難な利用がなされている土地は、開発不可とした。

\*1 「風力発電のための環境影響評価マニュアル（第 2 版）」（2003 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、「騒音による環境影響の恐れがある地域」として記載のある半径 500m を参考とした。経済産業省、環境省の風力発電の導入ポテンシャル算定のための条件にもなっている。ただし、風車騒音による影響は、地形条件、風況条件等により異なり、500m 以上離れた場所でも問題が生じている地域もあるため設置可能地点を抽出する段階で、実際の居住地の有無、想定される風車位置からの距離等について、現地調査等により、再確認することとした。

\*2 風車ブレードの長さが 40~45m になることから、ブレードの脱落等を想定した最低限の距離として 50m 圏内とした。

表 5.2.2 具体的検討エリアの抽出に使用した土地条件

項目	区分	解析条件 ○:開発可 ×:不可	設定理由等	使用データ
標高	(加味しない)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省および経済産業省のポテンシャル調査では標高 1,000 m 以上を開発不可条件としているが、標高 1,000m 以上でも風車の設置実績あり。</li> <li>ただし、検討対象エリアには標高 1,000m 以上の場所はない。</li> </ul>	—
傾斜	最高傾斜角 20 度未満	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工性の観点から、20 度未満を可とする。</li> </ul>	国土地理院 10m メッシュ標高データ
	最高傾斜角 20 度以上	×		
居住地等	住宅から 500m 圏外	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響(騒音・低周波音)の観点から設定する。</li> <li>GIS バッファ解析により、住宅ポリゴンから 500m 圏内、住宅以外の建物ポリゴンから 50m 圏内を抽出し除外する。(詳細は、資料編2参照)</li> </ul>	神奈川県都市情報システム 建物用途現況 (H17 年)
	住宅から 500m 圏内	×		
	建物用途地から 50m 圏外	○		
	建物用途地から 50m 圏内	×		
土地利用	農地、山林、荒地・海浜、耕作放棄地、公共用地、運輸倉庫用地、工業用地、都市公園、未利用地 など	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電施設の設置が困難な土地利用地を除外する。</li> <li>京浜臨海部地域のエリア検討に関連し、「運輸倉庫用地」、「工業用地」などは、この段階ではいったん“開発可”とした上で、個別に検討する。(詳細は、資料編3参照)</li> </ul>	神奈川県都市情報システム 土地利用現況 (H17 年)
	河川・水路、住宅用地、業務用地、商業用地、宿泊娯楽用地、文教厚生用地、ゴルフ場、道路用地、鉄道用地 など	×		

### (3) 法規制からの絞り込み

法規制条件に関しては、風力発電施設を設置するにあたって対象となった場合に、現状で風車の設置が困難な法規制について、解析に利用可能なGISデータがあるものを対象に、表5.2.3に示す条件を設定して分析を行った。

なお、法規制のうち、風致地区条例と森林法（保安林）については、政府のエネルギー規制・制度改革などにに基づき、今後、条件が緩和される可能性もあることを勘案し、規制が解除された場合にどの程度のエリアが増加するかの検討も併せて行った。

表 5.2.3 法規制の設定条件

法令	区分	解析条件	設定理由等	使用データ
森林法	保安林	×	要解除 (解除要件:公益上の理由など)	国土数値情報 森林地域(H23年)
都市緑地法	特別緑地保全地区	×	禁止 (高さ5m以上の工作物の新設は不可)	神奈川県都市情報システム 緑地保全地区(H22年)
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地特別保全地区	×	禁止 (高さ5m以上の工作物の新設は不可)	神奈川県都市情報システム 緑地保全地区(H22年)
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	要解除 (解除要件:代替すべき土地がないことなど)	国土数値情報 農業地域(H23年)
航空法	羽田空港における制限表面	×	禁止 (水平表面で高さ制限45m)	東京航空局資料よりGIS化
風致地区条例	風致地区	×	禁止 (第1種及び第2種は8m、第3種は10m、第4種は15mを超える工作物の新設は不可)	神奈川県都市情報システム 風致地区(H22年)
自然環境保全条例	自然環境保全地域 (特別地区)	×	禁止 (高さ10mを超える工作物は不可)	神奈川県都市情報システム 緑地保全地区(H22年)

※1：検討範囲には、自然公園法、種の保存法、古都保存法（歴史的風土特別保存地区）、鳥獣保護法（特別保護地区）等に該当する地域はない。

※2：農地法、文化財保護法などについては利用可能なGISデータが無いため、設置可能地点の検討段階で個別に確認した。

※3：市街化調整区域、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、砂防指定地等については、開発の可否について事業内容に応じた個別協議が必要なため、抽出エリアが該当した場合には、設置可能地点の検討段階で個別に開発可否を検討した。

※4：国土数値情報（保安林、農用地区域）は、土地利用基本計画総合支援ネットワークシステムのデータや各都道府県から提出された紙図面を参照し作成されている。ここでは、エリア抽出段階での概略位置を把握するものとしてこれらのデータを利用し、設置可能地点の検討段階で対象エリアについてのみ再度、個別に確認を行った。

※5：「神奈川県都市情報システム緑地保全地区（H22年）」に関して、平成22年以降、対象エリアに影響するような大きな変更は無かった。



#### (4) 面積規模からの絞り込み

2,000kW クラス（ロータ直径 $D=80\text{m}$ ）の風車を設置することを想定すると、最終的な占有面積は基礎底面の対辺 12~20m 程度であるが、風車設置工事等には 1 基あたり 1 ha（ $100\text{m}\times 100\text{m}$ ）程度の面積が必要となる。（図 5.2.1）そのため、一次抽出により抽出されたエリアのうち、面積が 1ha 未満のエリアについては、大型風車の立地が困難なエリアとして除外した。

なお、複数の風車を設置する場合には、風車の風下に形成される風況の乱れた「ウェーク領域」が発生するため、風下の風車のエネルギー取得量が大きく減少する。そのため、卓越風向に対して直交方向に配列する場合の風力発電施設間の距離として  $3D$ （ロータの直径の 3 倍）以上、平行方向に配列する場合の前後の風力発電施設の間隔として  $10D$ （ロータの直径の 10 倍）以上の距離の確保が必要とされており、より大きな面積が必要となる。（図 5.2.2）

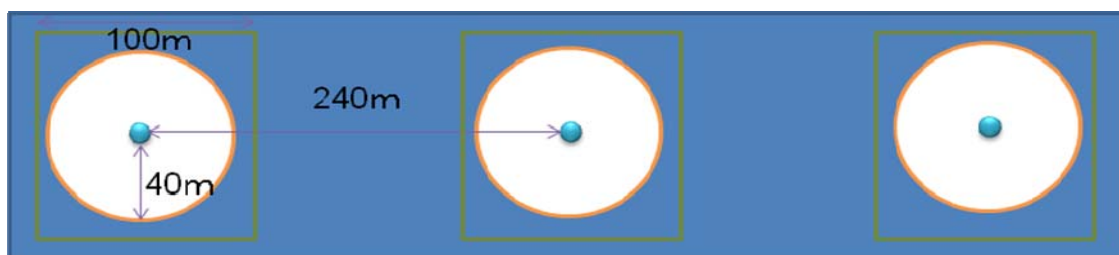


図 5.2.1 風車の占有に必要な面積

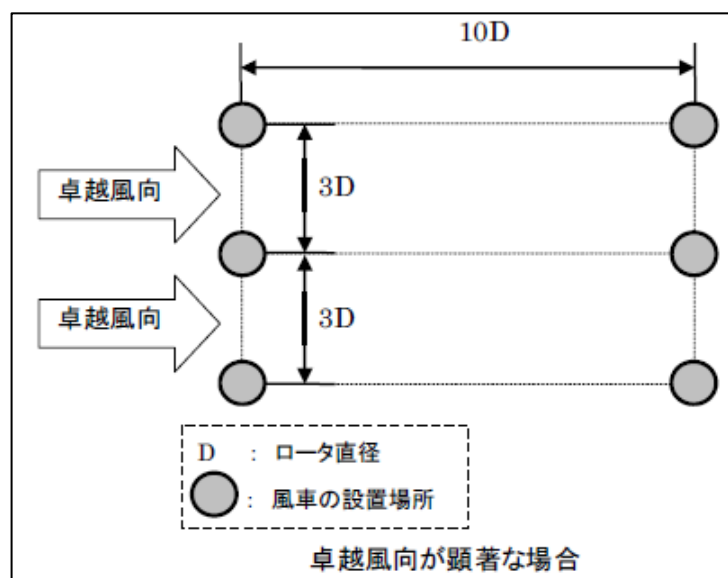


図 5.2.2 風車の配置方法

（出典：「風力発電導入ガイドブック」（2008 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO））

#### (5) 空中写真等による個別確認

具体的検討エリアの候補地について航空写真判読を行い、土地利用の状況や地形条件により、明らかに風車の設置が困難な土地利用（操業中の工場用地、タンク等の施設が設置されている用地など）や地形条件（谷底部など）を有するエリアについて、除外した。

また、周辺の土地利用状況なども踏まえ、県として大型風力発電の誘致が困難と判断したエリアについても、併せて除外した。



### 5.3 設置可能地点の検討

抽出された具体的検討エリアを対象に、以下の調査・検討を行い、設置可能地点を検討した。

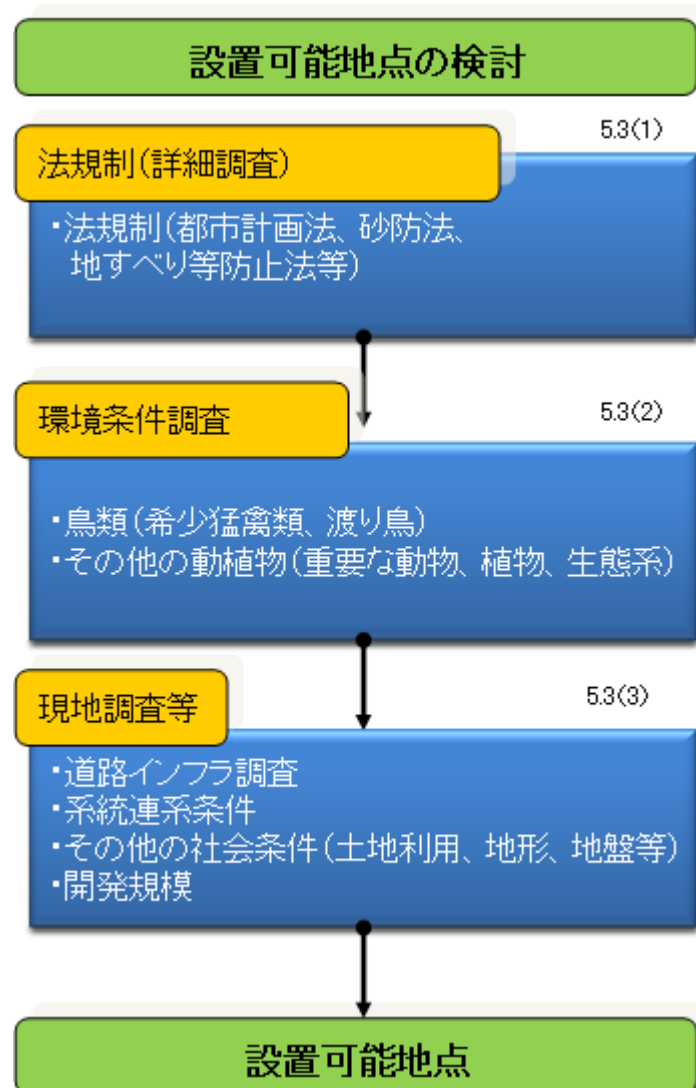


図 5.3.1 「設置可能地点」の検討のフロー

## (1) 法規制（詳細調査）

法規制の条件等の再確認を行い、表 5.3.1 に示した項目（法令）等について、具体的検討エリアの該当状況を整理した。ここでは、具体的検討エリアにおいて検討した項目（法令）についても、GISデータの情報を補完するため、再度、当該エリアが法規制範囲に該当していないかも含め、より詳細なデータに基づいて確認を行った。また、対象地域について、許認可も含めた法令の規制区分によるマップを作成し、具体的検討エリアとの位置関係を分析した。

表 5.3.1 法規制の区分等

法令	地域等	区分	備考
都市緑地法	特別緑地保全地区	禁止	高さ 5m 以上の工作物の新設は不可
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地特別保全地区		高さ 5m 以上の工作物の新設は不可
航空法	制限表面		水平表面で高さ制限 45m
風致地区条例	風致地区		第 1 種及び第 2 種は 8m、第 3 種は 10m、第 4 種は 15m を超える工作物の新設は不可
自然環境保全条例	自然環境保全地域（特別地区）		高さ 10m を超える工作物の新設は不可
森林法	保安林	要解除	公益上の理由など
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域		代替すべき土地がないことなど
森林法	地域森林計画対象民有林	許可	1ha を超える開発行為は許可が必要（1ha 以下は市町村へ伐採の届出が必要）
都市計画法	市街化調整区域		開発行為等は、その区域面積に関わらず、原則許可が必要
砂防法	砂防指定地		工作物の新設等には許可が必要
地すべり等防止法	地すべり防止区域		工作物の新築等には許可が必要
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		掘削・切土等には許可が必要
自然環境保全条例	自然環境保全地域（普通地区）	届出	高さ 5m を超える工作物の新設等は届出が必要
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域		高さ 5m を越える工作物の新設等は届出が必要

## (2) 環境条件調査

環境条件については、表 5.3.2 に示した項目について調査を実施した。特に風力発電施設の設置による影響が懸念されるバードストライク、地形改変による影響が懸念される植物に関する項目に着目した。

表 5.3.2 環境条件調査項目

項目	方法
イヌワシ・クマタカ	2次メッシュ情報による生息地の確認「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の手引き(環境省自然保護局野生生物課 2011年)」
渡りをするタカ類(サシバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカ)	観察地での渡り数情報の確認「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の手引き(環境省自然保護局野生生物課 2011年)」
ガン・カモ類、ハクチョウ類	観察地での集結数情報の確認「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の手引き(環境省自然保護局野生生物課 2011年)」
KBA <sup>*1</sup> (Key Biodiversity Area)	三浦半島で指定されている KBA 指定地の内容の確認
植物群落 RDB	植物群落レッドデータブック(RDB)の指定群落の有無の確認
特定植物群落	特定植物群落の有無の確認 (環境省自然環境保全基礎調査による第5回特定植物群落調査までの調査結果を確認)
自然性の高い植生	自然性の高い植生の有無を確認 (環境省自然環境保全基礎調査による第6回植生調査までの調査結果より自然度の高い植生(植生自然度 9.10)の有無を確認)

\*1 コンサベーションインターナショナルが選定した生物多様性の保全の鍵になる重要な地域

### **(3) 現地調査等（社会条件等の調査項目（土地利用（地権者）、地形形状等））**

現地調査では、近傍へのアクセスが可能なエリアについては、現地確認を実施し、現況の土地利用状況を確認した。また、地権者が判明した一部の土地を対象に、今後の土地利用計画や意向などについてヒアリングを実施した。

なお、本調査においては、現地調査等の結果により 1) の調査で終了したが、風力発電の立地可能性が見込まれた場合は、2)以降の調査も行う必要がある。

#### **1) 土地利用（地権者）**

地権者に今後の土地利用の意向について確認をする。

#### **2) 地形形状調査**

地形勾配、変状の有無の確認、設置スペース・搬入路の確保の難易度を目視により確認し、測量・詳細調査等の必要性について把握する。風車組立のための施工ヤードとして 85m×85m以上の平地が造成可能か、作業用道路（幅員、勾配、曲率）の設置可能性を検討する。

#### **3) 地盤条件調査**

地耐力、耐震性、崩壊や地すべり・落石など防災対策の必要性の有無について、目視により確認を行い、詳細調査・試験等の必要性を把握する。

#### **4) 系統連系条件調査**

設置可能地点に近接する送電線を抽出し、設置可能地点から既設送電線へのアクセスルート、連系ポイントの確認、一般電気事業者によるアクセス解析を実施する。

#### **5) 道路インフラ調査**

設置可能地点に近接する道路（風車ブレード等の輸送が可能な道路）を抽出し、想定される設置可能地点までに新たに増設・拡幅等が必要となる運搬用道路の延長距離を推定する。

#### **6) 開発規模調査**

設置可能地点について、想定する風車規模、設置可能な最大基数、想定される開発範囲を検討する。

## 6. 調査結果

### 6.1 具体的検討エリアの抽出

#### (1) 風況条件からの絞り込み

好風況エリアの抽出図を別添図 1（別添図については、P27 以降に掲載）に示す。内陸部の一部に年間風速 5.5m/s 以下の地域がみられたが、京浜臨海部および三浦半島の対象地域のほぼ全域に年間風速 5.5m/s 以上のエリアが分布していた。三浦半島地域については、年間風速 6.5m/s 以上の特に風況の良い地域が沿岸部、丘陵部に偏在していた一方で、京浜臨海部については、5.5m/s～6.0m/s と風況がやや弱い地域が多かった。

#### (2) 土地条件からの絞り込み

傾斜区分により絞り込まれたエリアを別添図 3 に示す。

開発不可条件に該当する傾斜 20 度以上の地域は主に三浦半島の丘陵部に分布している。

また、居住地等により絞り込まれたエリアを別添図 5 に、土地利用により絞り込まれたエリアを別添図 7 に示す。

分析対象地である京浜臨海部の内陸部には住宅地が密集しており、沿岸の埋立地には住宅地以外の業務施設等が散在している。一方、三浦半島地域では東側地域に住宅地が集中しているが、西側地域においても沿岸から内陸部にかけて住宅地が分布している。

このような土地利用状況から、住宅地から 500m 以上離れている地域および住宅地以外（業務施設等）から 50m 以上離れている地域は、三浦半島および京浜臨海部に散在しているものの、まとまった地域は三浦半島の一部の地域のみである。

なお、対象地域には開発不可条件として考慮される標高 1,000m 以上の地域はない。

#### (3) 法規制からの絞り込み

法規制条件により絞り込まれたエリアを別添図 9 に示す。

京浜臨海部では羽田空港が近傍に位置しているため、北東部の一部は航空法による制限表面に該当する。一方、三浦半島では風致地区に該当する地区がみられ、また、南部では農地が広がっているため農振法による指定区域に該当する地区がみられる。

なお、参考として風致地区または保安林を解除した場合の分析を行った。対象地域では居住地からの距離による除外エリアが大半を占めており、該当規制を解除することによる大きな変化は見られなかったが、風致地区条例については三浦半島の南部地域において、一部増加する箇所が見られた。また、保安林については、解除による増加箇所が 1 ha 未満であり、本調査における抽出エリアの面積要件を満たさないことから、解除されても変化がないことが判明した。

#### (4) 面積規模からの絞り込み及び空中写真等による個別確認

大型風車の立地が困難な 1 ha 未満の箇所を除外した。1 ha 未満の土地は、対象地域全体で 1,320 箇所あり、抽出された土地全体の 9 割を占めていた。また、空中写真判読により GIS データには反映されていない工業用地内の建物等施設の配置や操業状況など土地利用の状況を個別に確認し、既に土地利用がなされている部分については、風車の設置が難しいため対象から除外した。

## (5) 具体的検討エリアの抽出結果

以上の調査を行った結果、川崎市では扇島地区など工場敷地内の土地を含む4か所計30.1haを抽出し、横浜市では本牧ふ頭など工場敷地や空地を含む4か所計7.3haを抽出した。また、三浦市では一団の農地の隙間にある谷戸地形の土地、1か所1.4haのエリアを抽出した。

具体的検討エリアの抽出結果を表6.1.1および別添図10に示す。

各エリアとも、1か所の平均面積が4.3haと大きな面積の対象エリアはなく、仮に立地が可能であっても、1基から2基程度の立地しか見込めない場所が大半であった。

表 6.1.1 具体的検討エリアの抽出結果

市区名	箇所数	面積 (ha)
川崎市川崎区	4	30.1
横浜市鶴見区	2	2.4
横浜市中区	2	4.9
三浦市	1	1.4
計	9	38.8

## 6.2 設置可能地点の検討

### 6.2.1 法規制状況

抽出した具体的検討エリアを対象に、法規制状況の詳細確認を行い、表 6.2.1 に整理した。

その結果、地区番号 1～3 のエリアについては、航空法の円錐表面（風車の高さを地表から最大 130m と想定した場合、航空法で規定された羽田空港周辺における建物等設置の高さ制限（円錐表面の制限区域\*））に該当し、風車の設置が困難であることが判明した。

次に、地区番号 5 のエリアについては、工場立地法に基づき確保すべき緑地にあたり、緑地を改変しての立地が難しいことから、風車の設置が困難であることが判明した。

また、地区番号 8 のエリアについては、横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例により、新エネルギー利用等のための施設の立地が認められていないため、風車の設置が困難であることが判明した。

その他、地区番号 9 のエリアについては、市に確認したところ、農業振興地域農用地区域に該当していることが判明したため、現時点での設置が難しいことが分かった。法規制の状況と具体的検討エリアの位置関係について別添図 11 および別添図 12 に示した。

表 6.2.1 具体的検討エリアの法規制状況

地区番号	土地利用、法規制等															
	特別緑地保全地区	近隣緑地保全地区	航空法注2	風致地区	自然環境保全地域	保安林	農用地区域	地域緑地計画対象民有林	市街化調整区域注4	密防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害特別警戒区域	電柱敷設区域	土壌汚染対策区域	その他
1	-	-	×	-	-	-	-	-	- (商業)	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	×	-	-	-	-	-	- (工専)	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	×	-	-	-	-	-	- (工専)	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	- (工専)	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	- (工専)	-	-	-	-	-	-	※
6	-	-	-	-	-	-	-	-	- (工専)	-	-	-	-	○	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-	-	- (商業)	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×
9	-	-	-	-	-	-	△	○	□	-	-	-	-	-	-	-

注 1) - : 該当なし、× : 禁止、△ : 要解除、□ : 要許可、○ : 届出、※ : 緑地面積率の確保

注 2) 航空法 : No. 1～3 の地区は、風車高 130m を想定すると羽田空港の円錐表面を超過する。

\* 水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ 5 0 分の 1 の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として 16,500m の半径で描いた円周で囲まれる区域のうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲（航空法第 5 6 条第 3 項）

注 3) 5 番は「工場立地法」、8 番は「横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」に該当

注 4) () は、市街化区域における用途地域

## 6.2.2 環境調査

抽出した具体的検討エリアについて、既存資料による環境調査を行い表 6.2.2 に整理した。いずれの項目についても分布域等に含まれるエリアは認められなかった。

イヌワシ・クマタカ、ガン・カモ類等の分布情報と具体的検討エリアの関係を別添図 15、タカ類の集結地、自然植生、特定植物群落、KBA と具体的検討エリアの関係を別添図 16 に示した。

表 6.2.2 具体的検討エリアと環境項目

地区 番号	環境条件						
	イヌワシ・ クマタカ	渡りをする タカ類	ガン・カモ類	KBA	植物群落 RDB	特定植 物群落	自然性の高い植 生
1	—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—	—	—

## 6.2.3 現地調査

近傍へのアクセスが可能なエリアについては、現地確認を実施し、現況の土地利用状況を確認した。また、地権者が判明した一部の土地については、地権者を対象に今後の土地利用の意向をヒアリングしたが、いずれも風力発電設備の設置は想定していないとの結果であった。



### 6.3 調査結果のまとめ

それぞれの具体的検討エリアにおける設置可能地点の検討結果について表 6.3.1 に整理した。

その結果、いずれの地区においても、法規制・地権者の意向・他の工作物等の立地状況等の観点から、現時点で大型の風力発電施設の立地は困難であり、県として誘致を行うための適地とは判断できない結果となった。

表 6.3.1 調査結果のまとめ

地区番号	住所	面積 (ha)	結果概要	法規制により不可	地権者の意向により不可	立地状況により建設は困難
1	川崎市川崎区千鳥町	1.1	・当該地は、航空法の制限区域に該当するため、立地は困難である。 (当該地は、地下に海底トンネルが通過しており、基礎工事は難しい。)	×	×	×
2	川崎市川崎区水江町	1.1	・当該地は、航空法の制限区域に該当するため、立地は困難である。	×		
3	川崎市川崎区東扇島	12.4	・当該地は、航空法の制限区域に該当するため、立地は困難である。	×		
4	川崎市川崎区扇島	15.5	・地権者とのヒアリングで、今後の土地利用の意向を確認した結果、立地は困難である。 (当該地は、更地であるが、地下に天然ガスの配管が埋設されるなど、立地には困難を伴う。)		×	
5	横浜市鶴見区扇島 川崎市川崎区扇島	1.4	・当該地は、工場立地法に基づき確保すべき緑地にあたり、緑地を改変しての立地は困難である。	×		×
6	横浜市鶴見区安善町	1.0	・当該地は、周辺にタンク群等や事務所等の施設が立地しており、保安距離の確保の必要性などから、立地は困難である。			×
7	横浜市中区本牧ふ頭	1.6	・地権者とのヒアリングで、今後の土地利用の意向を確認した結果、「土地利用計画が決まっている」とのことで、立地は困難である。		×	
8	横浜市中区南本牧	3.3	・現在、土地造成中であり、立地は困難である。 ・当該地は、横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例により、新エネルギー利用等のための施設の立地が認められていない。	×	×	
9	三浦市三崎町	1.4	・当該地は谷戸及び両岸の斜面部とその上部の平坦な土地からなっている。 ・谷戸の傾斜部は、急斜面となっており、立地に適さない。 ・平坦部は、農業振興地域農用地区域であることから、立地は困難である。	×		×

## 7. 総括

本調査の結果を以下に総括する。

### 【調査内容について】

今回の調査は、神奈川県内においては比較的風況が良く、自然公園地域などの自然環境面や騒音等の影響の問題が比較的少ないと想定された「京浜臨海部地域」と「三浦半島地域」を対象として実施した。

調査にあたっては、風況条件・土地条件・法規制等の視点から、地理情報システム(G I S)と空中写真等による個別確認を行い「具体的検討エリア」を抽出し、当該エリア内において、詳細な法規制の状況や環境調査、地権者の意向などに基づき「設置可能地点」の検討を行った。

### 【調査結果について】

調査の結果、現時点では大型の風力発電(2,000kWクラス)の立地に向けて、情報を公表し、民間の風力発電事業者の誘致を目指すことに適した土地を見出すことはできなかった。

こうした結果の理由としては、もとより神奈川県内においては風況面での適地が少ないことに加え、都市化が進んだ本県内においては、居住地や建物用地等から一定の距離以上離れている地域は極めて限られており、仮にあったとしても面積が小さく、大型の風力発電の立地が困難なことが挙げられる。

具体的には、G I S等による「具体的検討エリア」の抽出の段階で、可能性を有すると考えられる土地は京浜臨海部と三浦半島の一部のみであり、さらに詳細な調査や地権者の意向の確認等を行った結果、「設置可能地点」を見出すことができなかった。

個別にみると、京浜臨海部地域では、「航空法上の制限」「臨港地区の建築物の制限等がある」などの理由で、現時点では大型の風車の誘致が可能な適地を見出すことができなかった。

また、三浦半島地域においては、都市型の農業が営まれている地域が多いため居住地も近く、候補となるエリアそのものが1箇所のみであった。当該エリア以外にも、周辺地域は樹林地や農地であり、風致地区や農振地域の指定を受けている地域も多いなどといった理由で、現時点では大型の風車の誘致が可能な適地を見出すことができなかった。

### 【調査結果の活用等について】

調査の結果、大型風力発電施設を複数設置できるような適地を見出すことは困難であったため、適地情報を公表して民間の風力発電事業者の誘致を目指すことは困難となった。今後、県内における大型風力発電所の立地促進には、「発電ビジネス」としての意義の他に、企業の環境・エネルギー問題に対する貢献や、地域が主体となった再生可能エネルギーの普及など、事業採算性以外の意義が必要となるものと考えられる。

例えば、京浜臨海部における企業等が、自らの事業用地内の空きスペースに環境貢献等の目的で設置することや、地域住民が主体となった市民共同発電所、地域の農業関係者等の理解を得つつ、農地内に農業との共生を目指した風力発電所を設置する(ただし規制緩和が前提)などの取組が、可能性として考えられる。

今後、規制緩和の推進や土地利用状況の変化、県民意識の醸成、技術開発などの進展によって、大型風力発電所の誘致の可能性が開け、上記に掲げたような動向があった場合には、本調査により明らかになった知見や課題を活用し、県として適切な対応を図ることとしたい。

## 8. 付論 ー大型陸上風力発電以外の風力発電の可能性についてー

本県内に2,000kWクラスの大型風力発電の誘致に適した用地を見いだすことは困難であったが、風力発電の今後の可能性を幅広く探るため、第3回（最終回）の「風力発電立地可能性検討会」において、大型陸上風力発電以外の洋上風力発電や陸上小型風力発電について、現状と課題を整理した上で、各委員から普及促進の可能性や県の取組の方向性についてご意見をいただいた。

本項では付論として、その概要についても記載する。

### 【洋上風力発電について】

- 我が国では、洋上風力発電は実証研究段階（\*）にあり、近い将来に本格的な事業化が展開される見込み。
- 洋上風力発電の設置に際し、最も大きな課題となるのが、漁業権との調整や環境への影響の評価であり、洋上の風況データの整備なども必要となる。
- 当面の取組としては、行政が主体的な役割を果たして関係者と調整を進め、風力発電施設の立地を進める海域をゾーニングするなどの手法が考えられる。
- また、デンマークなどでは、洋上風力発電の設置が新たな観光資源の開発やメンテナンスに関する雇用の創出など、地域や漁業関係者の主体的な参加を促すためのインセンティブにつながり、好循環を生み出していると考えられる事例もあり、我が国における普及モデルとしても期待できるものと考えられる。

\* 陸上に接岸される形の洋上風力発電は全国で3カ所が事業化されており、今後、本格的な洋上への展開が見込まれている。また、浮体式の洋上風力発電は、福島県沖と長崎県五島沖で実証研究が行われている。

### 【陸上小型風力発電について】

- 全国で陸上小型風力発電は、約4,000kW強、設置されているが、多くが系統連系型ではなく、独立電源型かつ1kWにも満たない小規模のものが大半となっている。
- 陸上小型風力発電であっても騒音・振動などの影響について配慮が必要であり、住宅地などの居住地に近い場所に設置することは難しく、商業・工業地域における屋上や、沿岸部・農村部などが適地となるものと考えられる。
- 現状の「固定価格買取制度」における買取価格の設定であっても、保守に係るコスト等を勘案すると1台だけで発電事業としての採算性を確保することは難しく、複数の設置が可能な場所や、好風況の適地を見出すことが必要である。
- 以上のことを勘案すると、陸上小型風力発電の設置については、「固定価格買取制度」を活用した発電ビジネスとしての普及よりは、地域の主体的な取組としての推進や、災害発生時の電源確保、環境教育など、事業採算性以外の意義も必要となるものと考えられる。

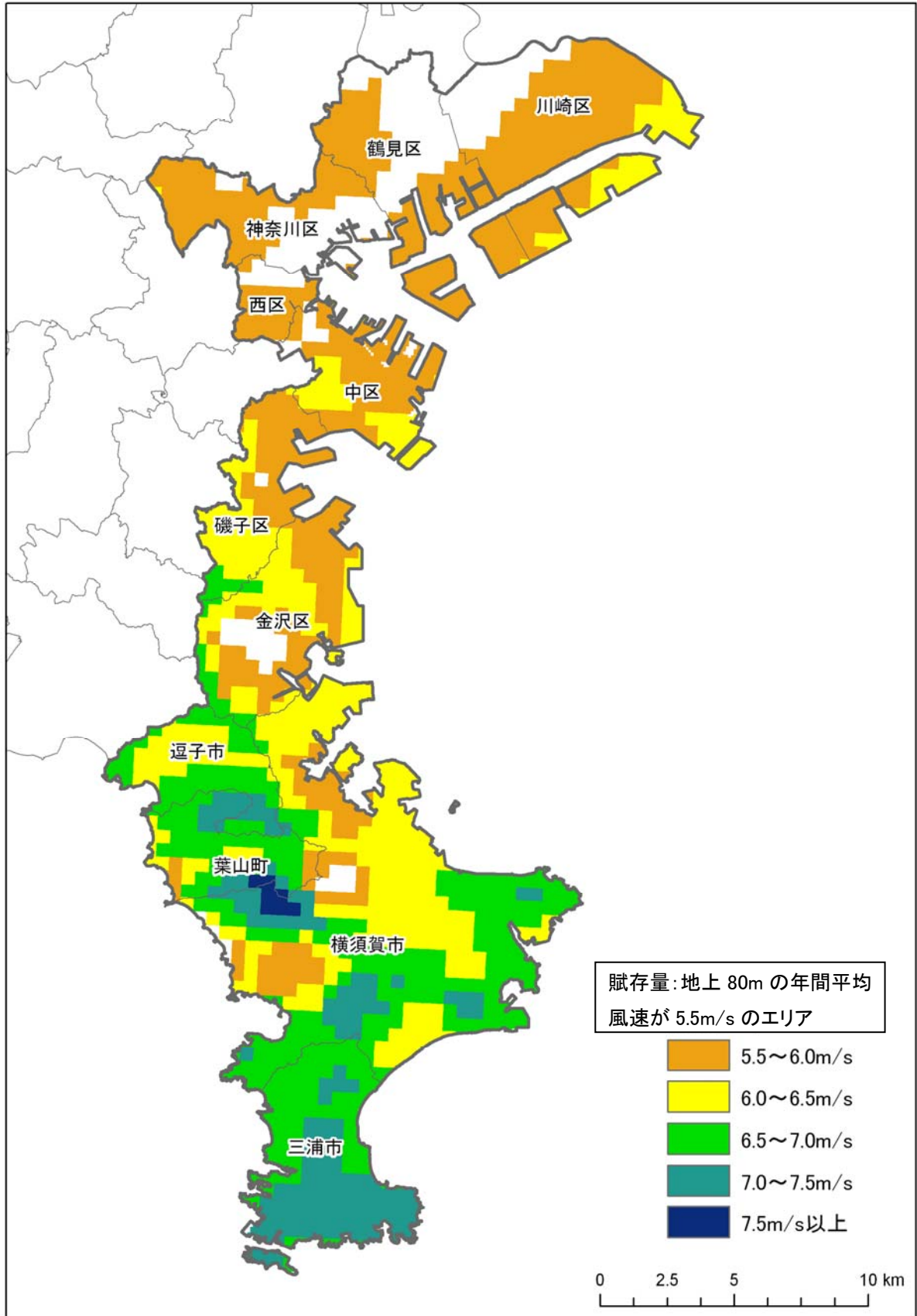
(以上)



## 別 添 図

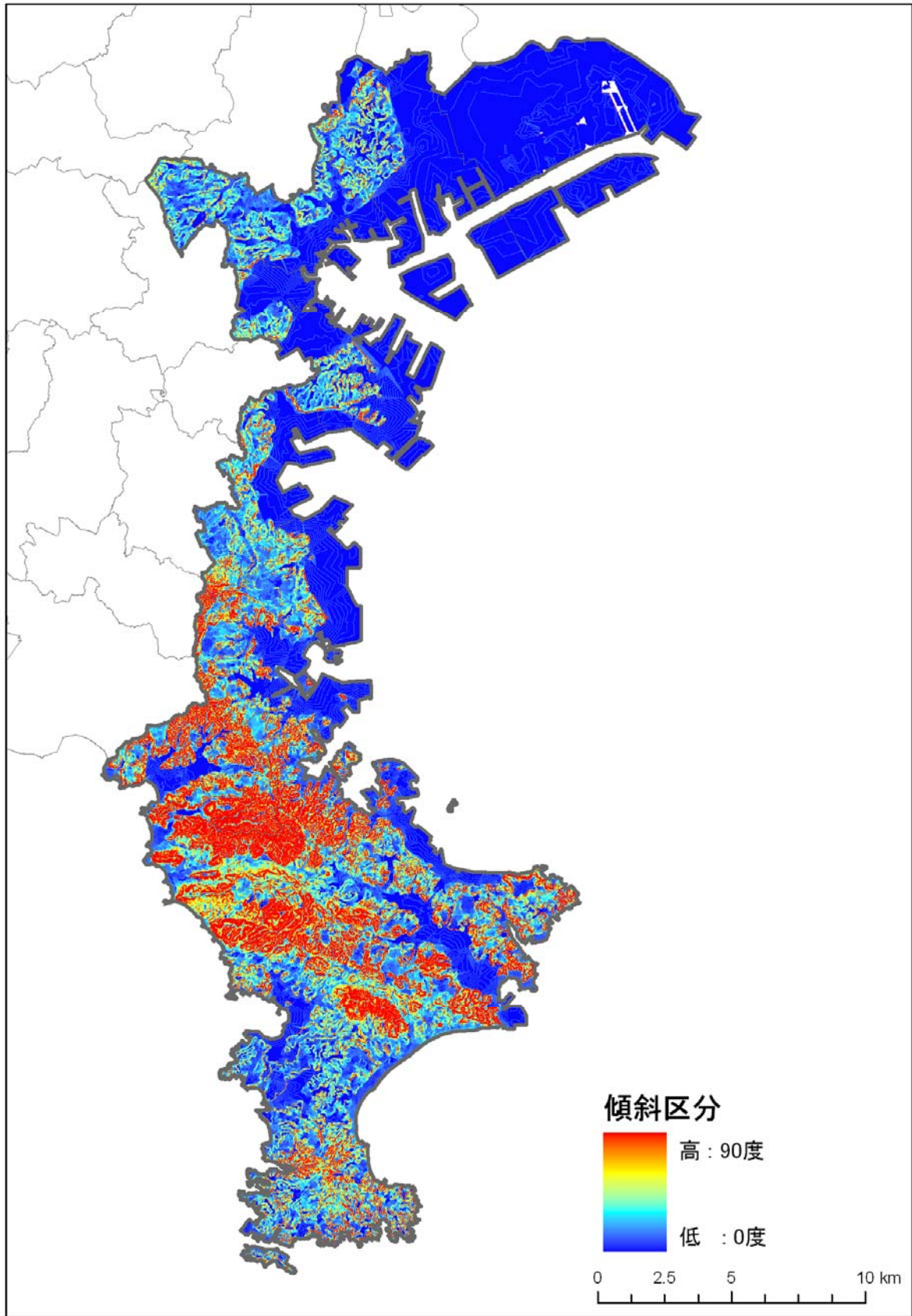
## 別添図目次

別添図 1 対象地域の好風況エリア	29
別添図 2 傾斜区分図	30
別添図 3 傾斜区分により絞り込まれたエリア	31
別添図 4 居住地等の分布	32
別添図 5 居住地等により絞り込まれたエリア	33
別添図 6 土地利用区分図	34
別添図 7 土地利用により絞り込まれたエリア	35
別添図 8 法令等による指定区域	36
別添図 9 法規制条件により絞り込まれたエリア	37
別添図 10 具体的検討エリアの抽出結果	38
別添図 11 法規制条件と具体的検討エリア (1)	39
別添図 12 法規制条件と具体的検討エリア (2)	40
別添図 13 三浦半島部の法規制の状況	41
別添図 14 三浦半島部の居住地等の状況	42
別添図 15 イヌワシ・クマタカ、ガン・カモ類等の分布情報と具体的検討エリア	43
別添図 16 タカ類の集結地、自然植生、特定植物群落、K B A と具体的検討エリア	44



(出典：平成 22 年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査（環境省）（陸上風力賦存量 GIS データ）)

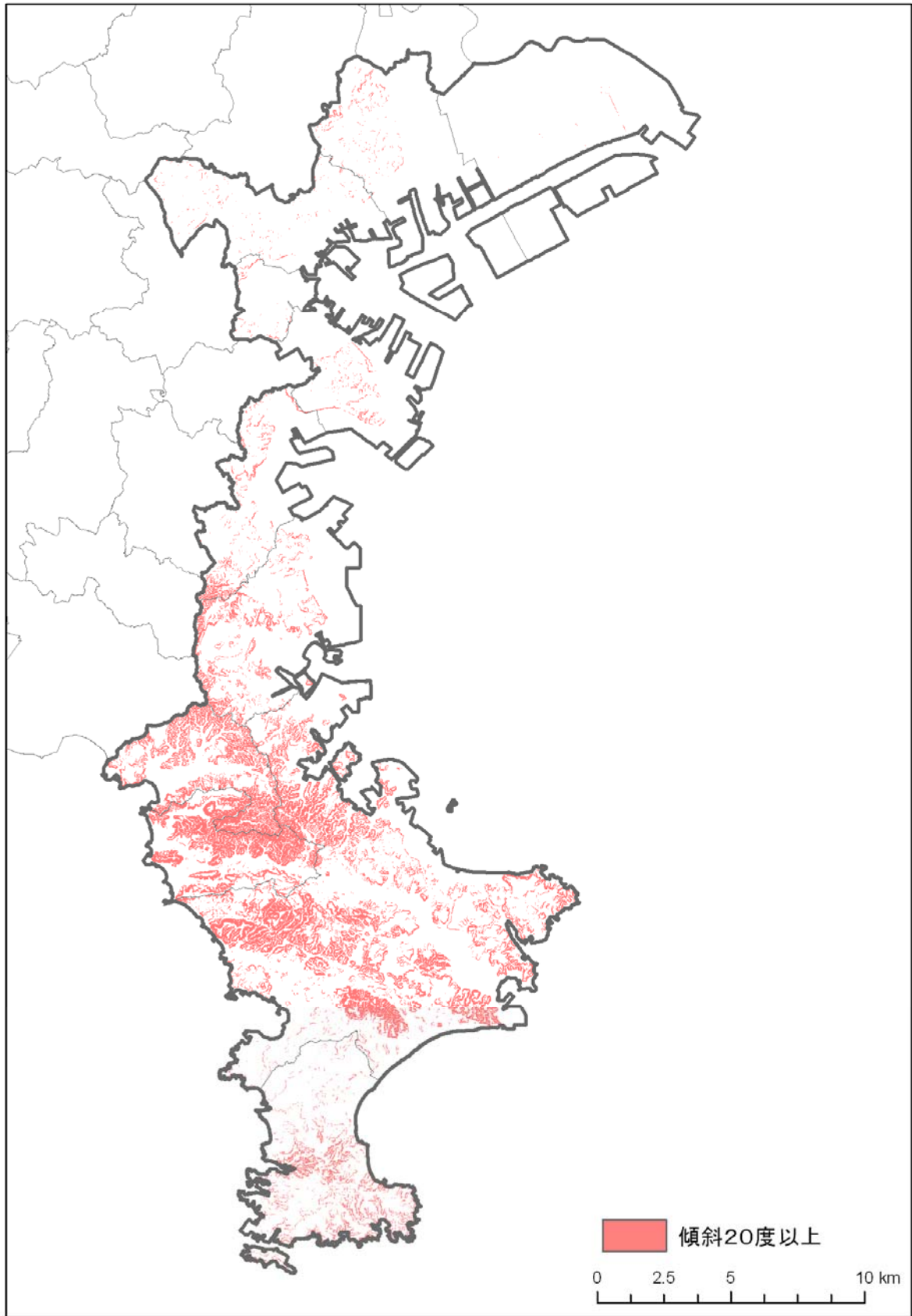
別添図 1 対象地域の好風況エリア



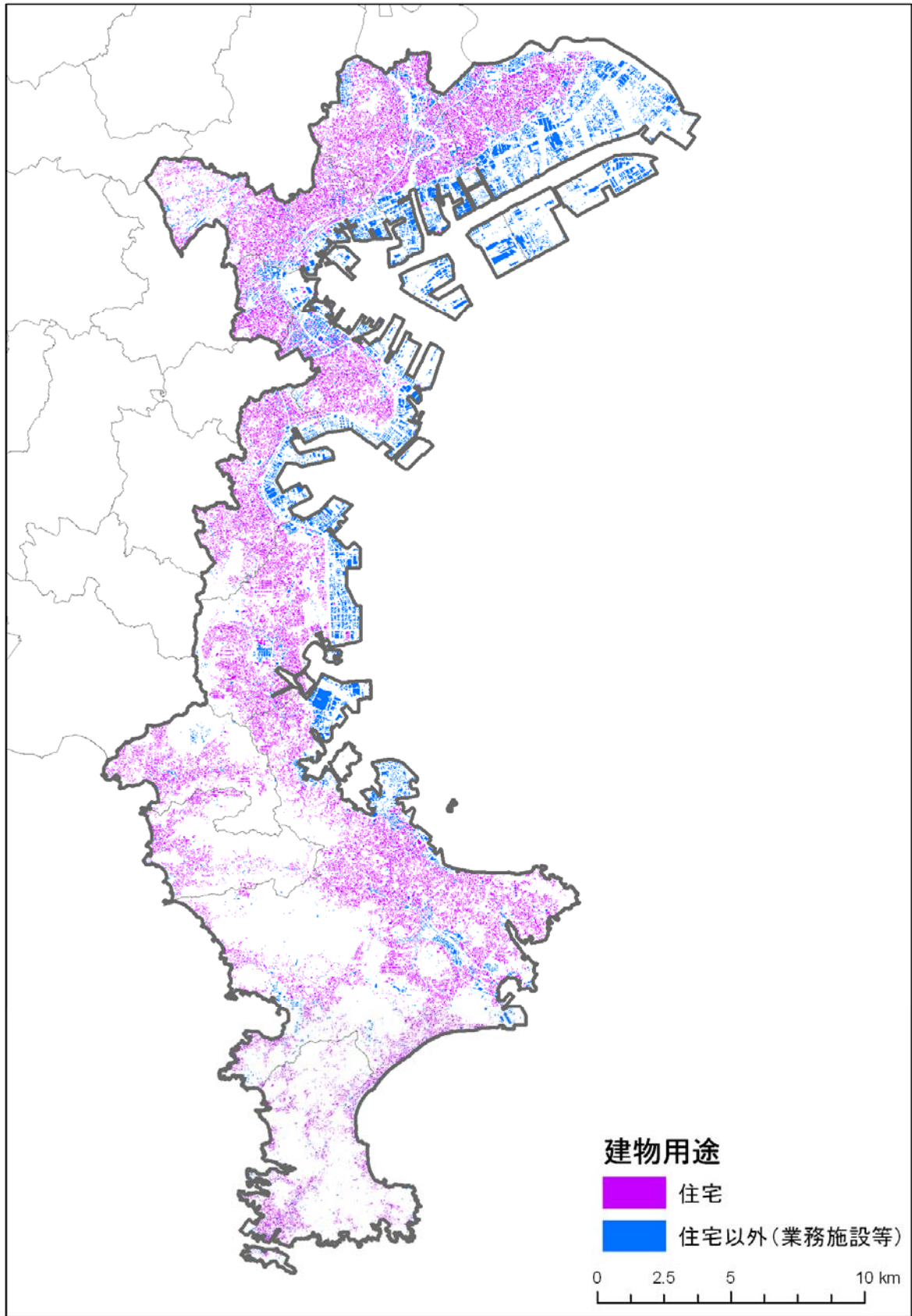
(出典：国土地理院 10m メッシュ標高データ)

別添図 2 傾斜区分図



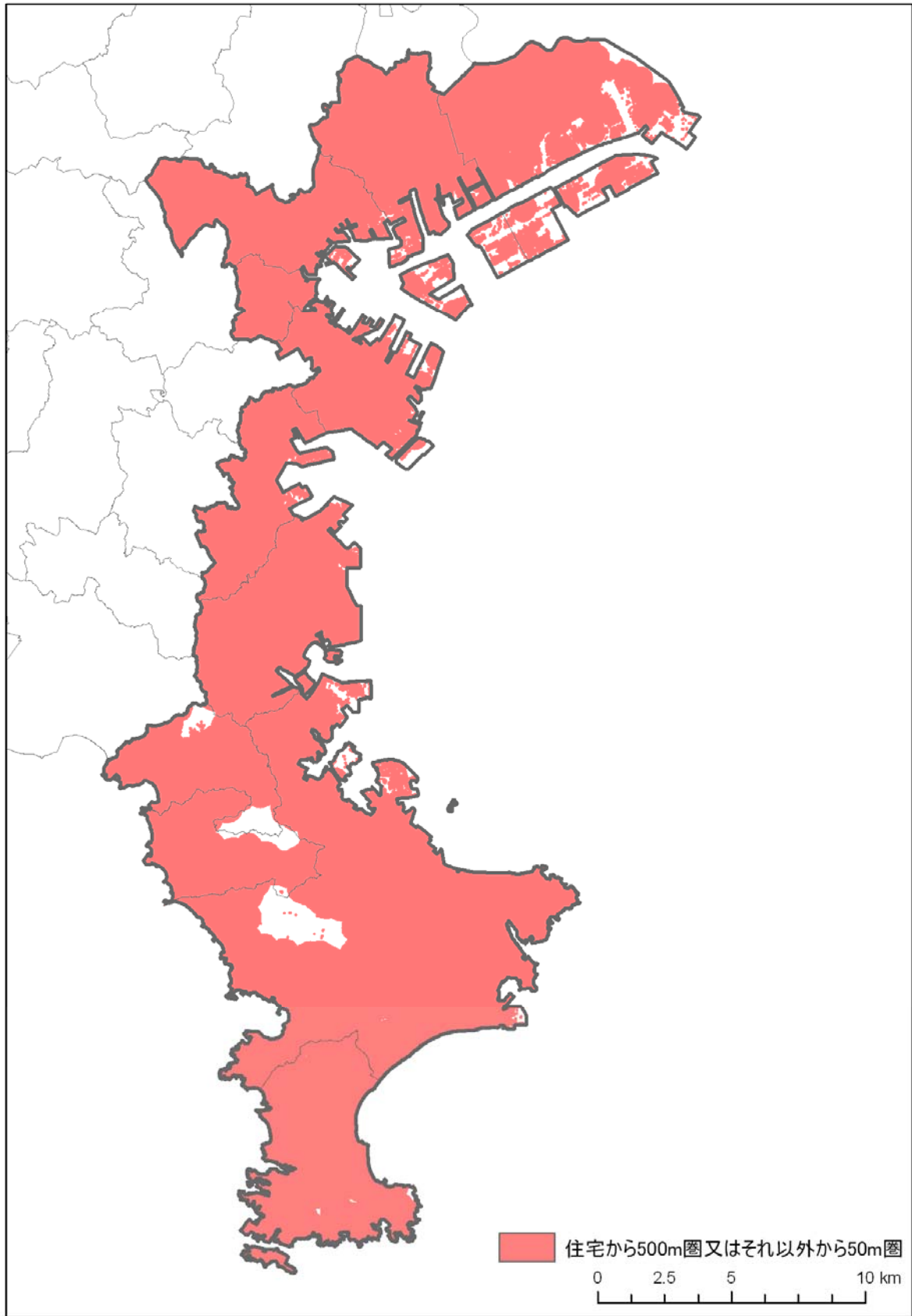


別添図3 傾斜区分により絞り込まれたエリア

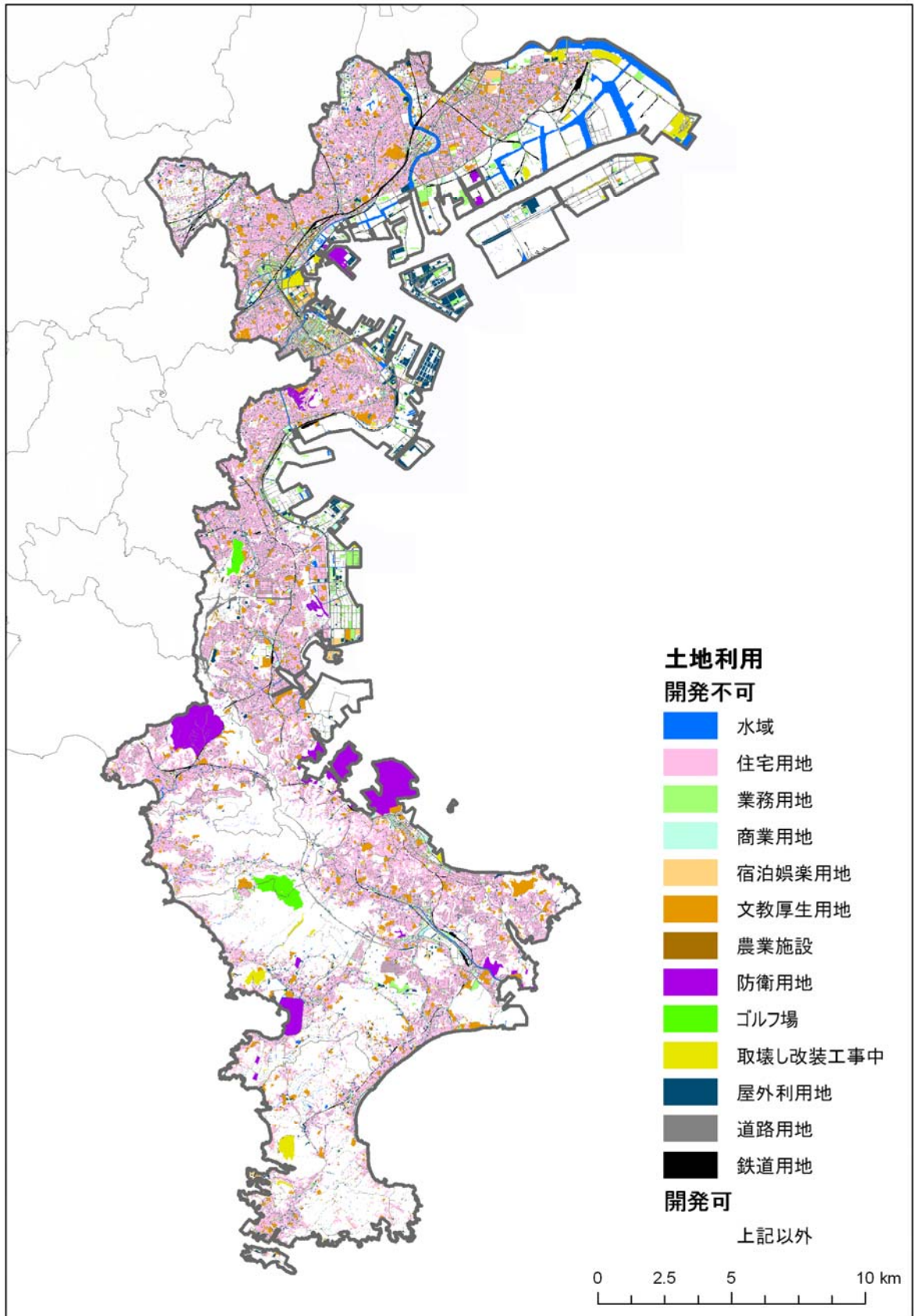


(出典：都市情報システムデータ (神奈川県都市計画課))

別添図4 居住地等の分布

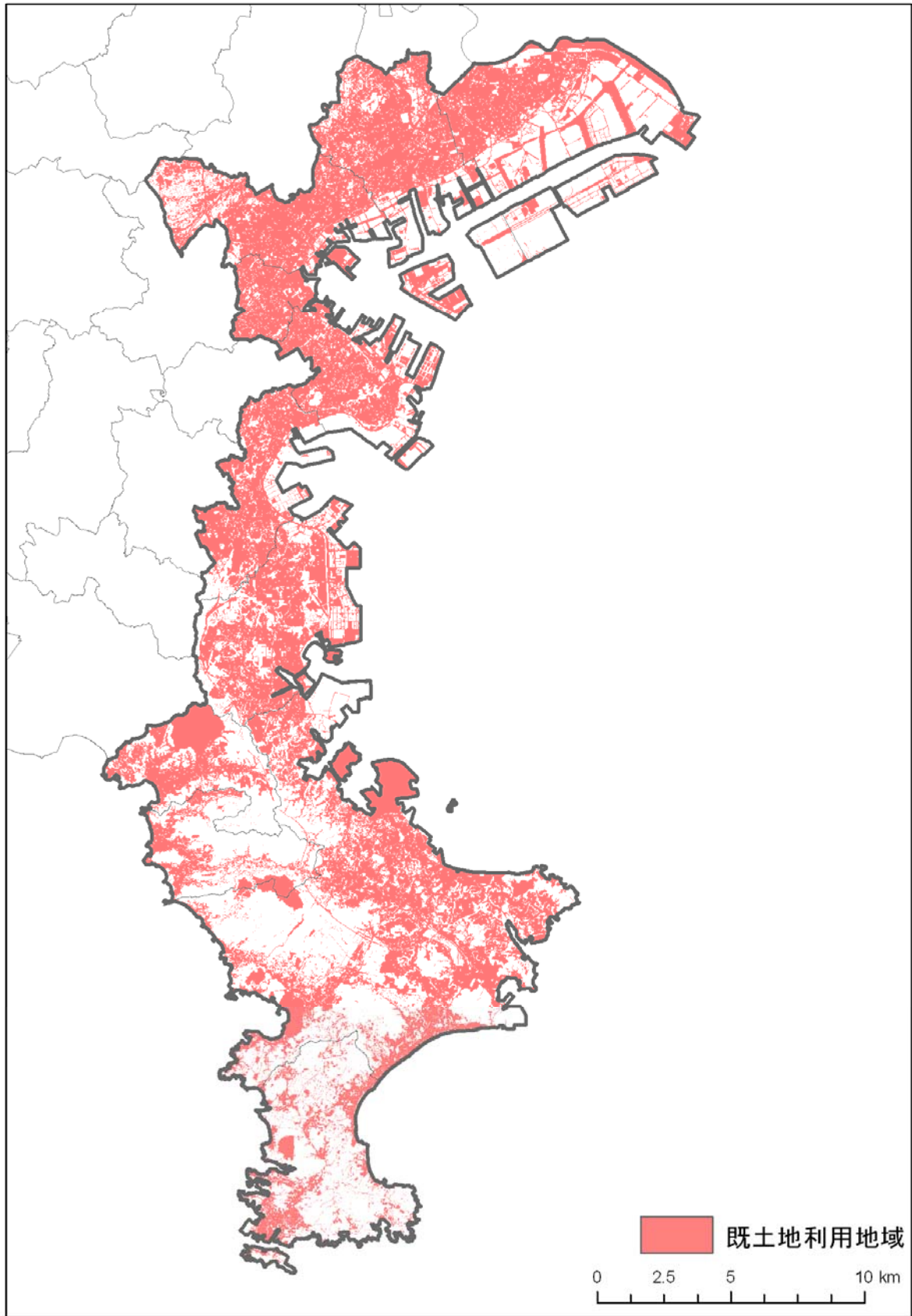


別添図5 居住地等により絞り込まれたエリア



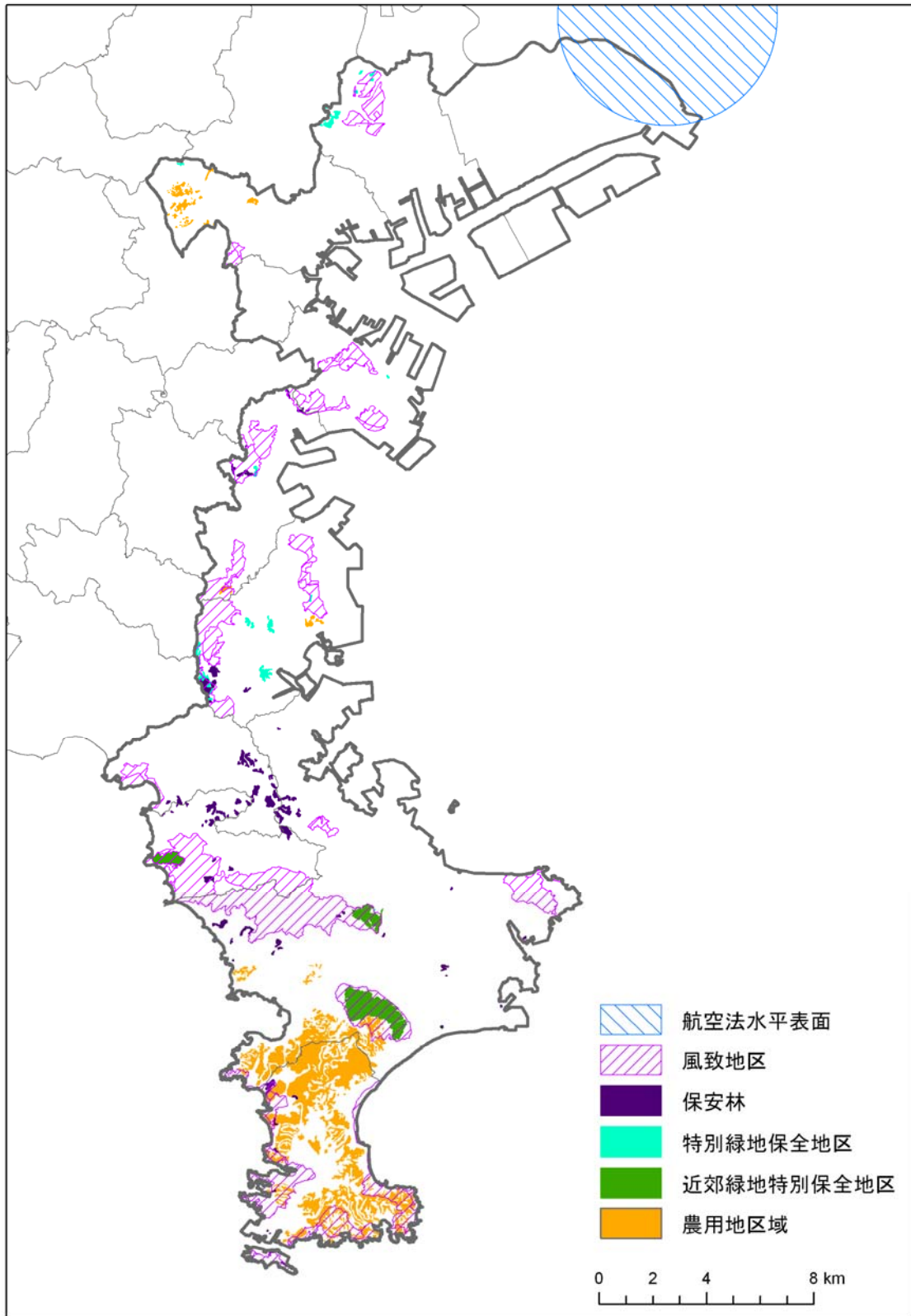
(出典：都市情報システムデータ (神奈川県都市計画課))

別添図6 土地利用区分図



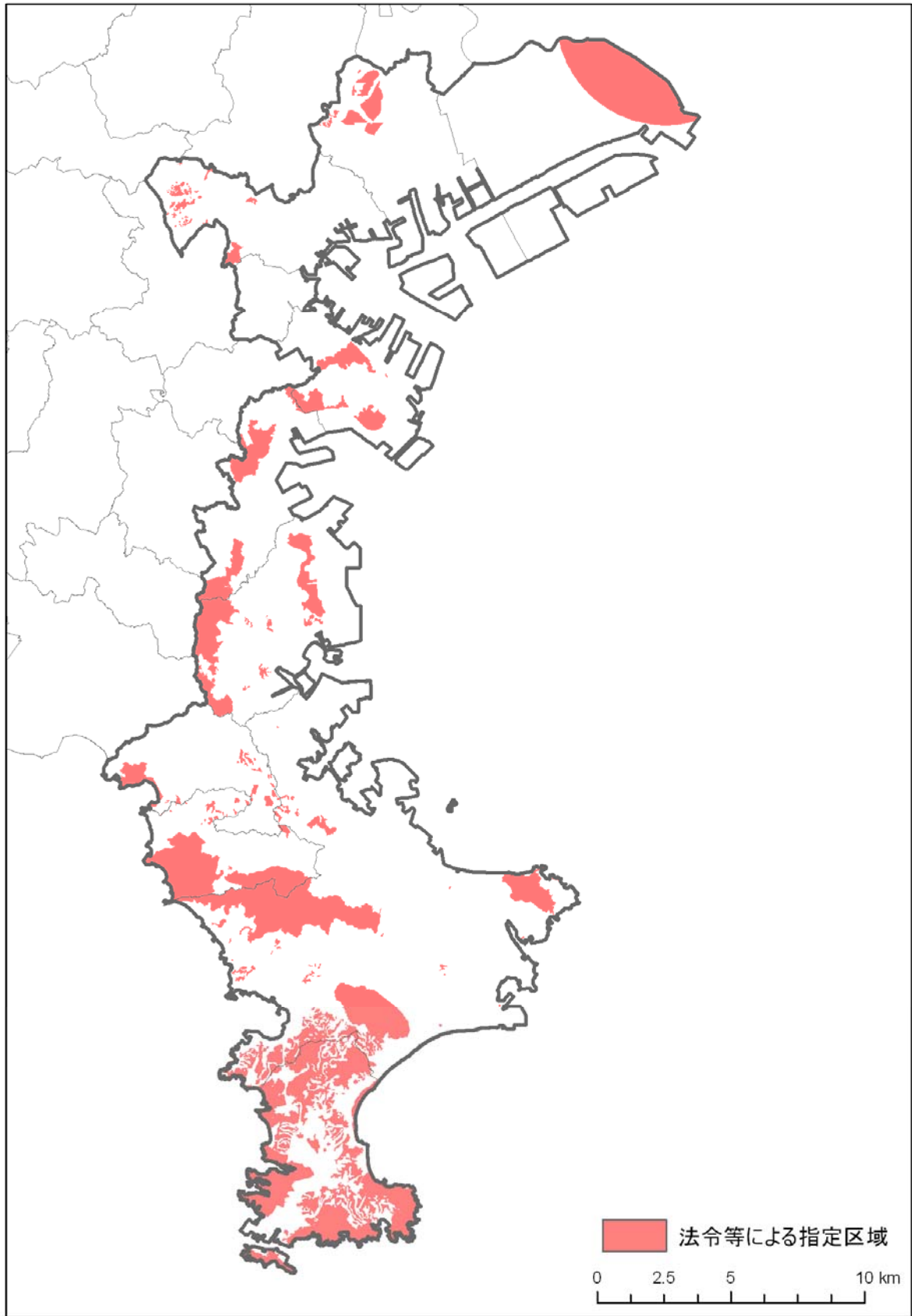
別添図7 土地利用により絞り込まれたエリア



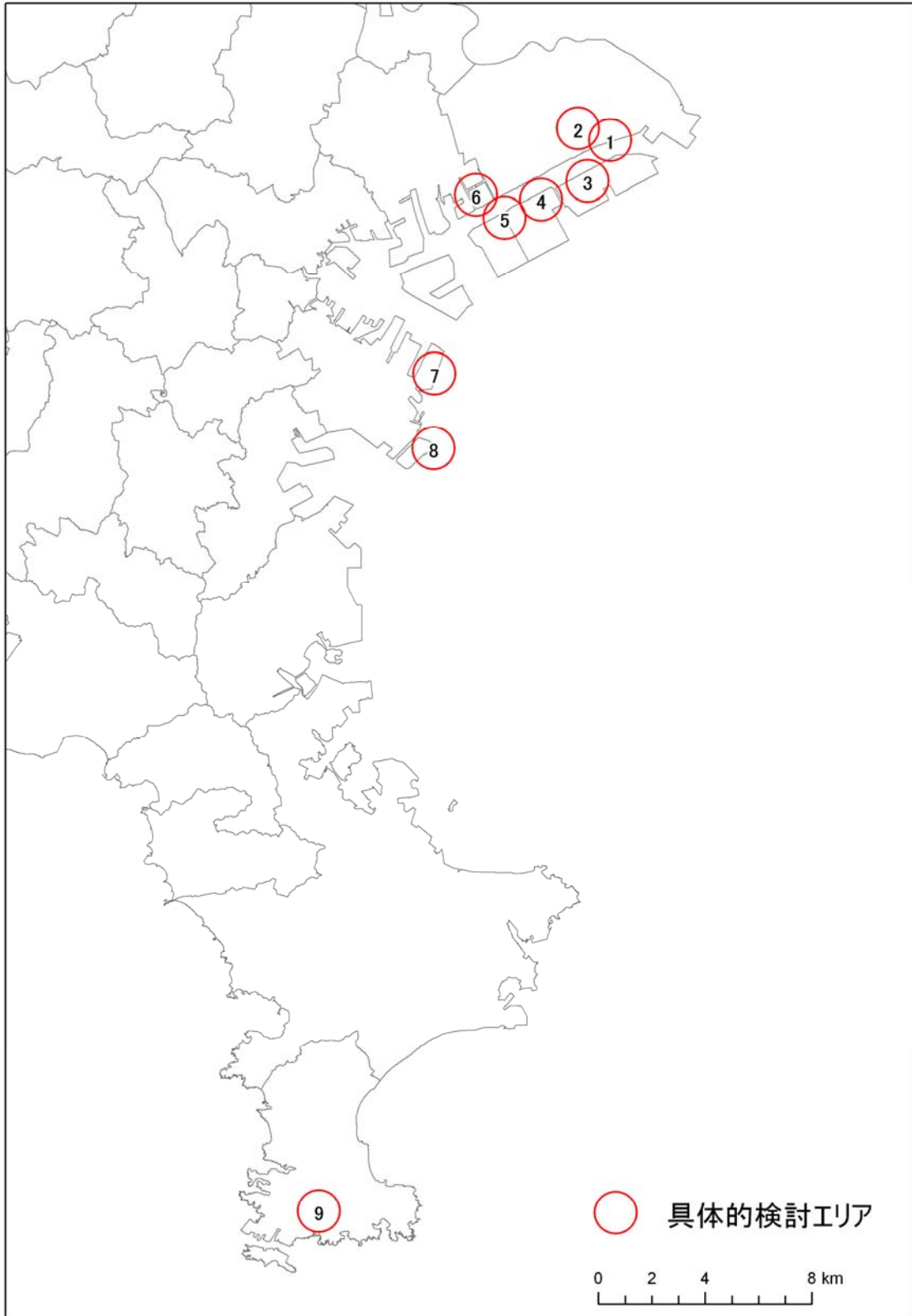


((出典：国土数値情報森林地域 (H23 年)、国土数値情報農業地域 (H23 年)、都市情報システムデータ (神奈川県都市計画課))

別添図 8 法令等による指定区域



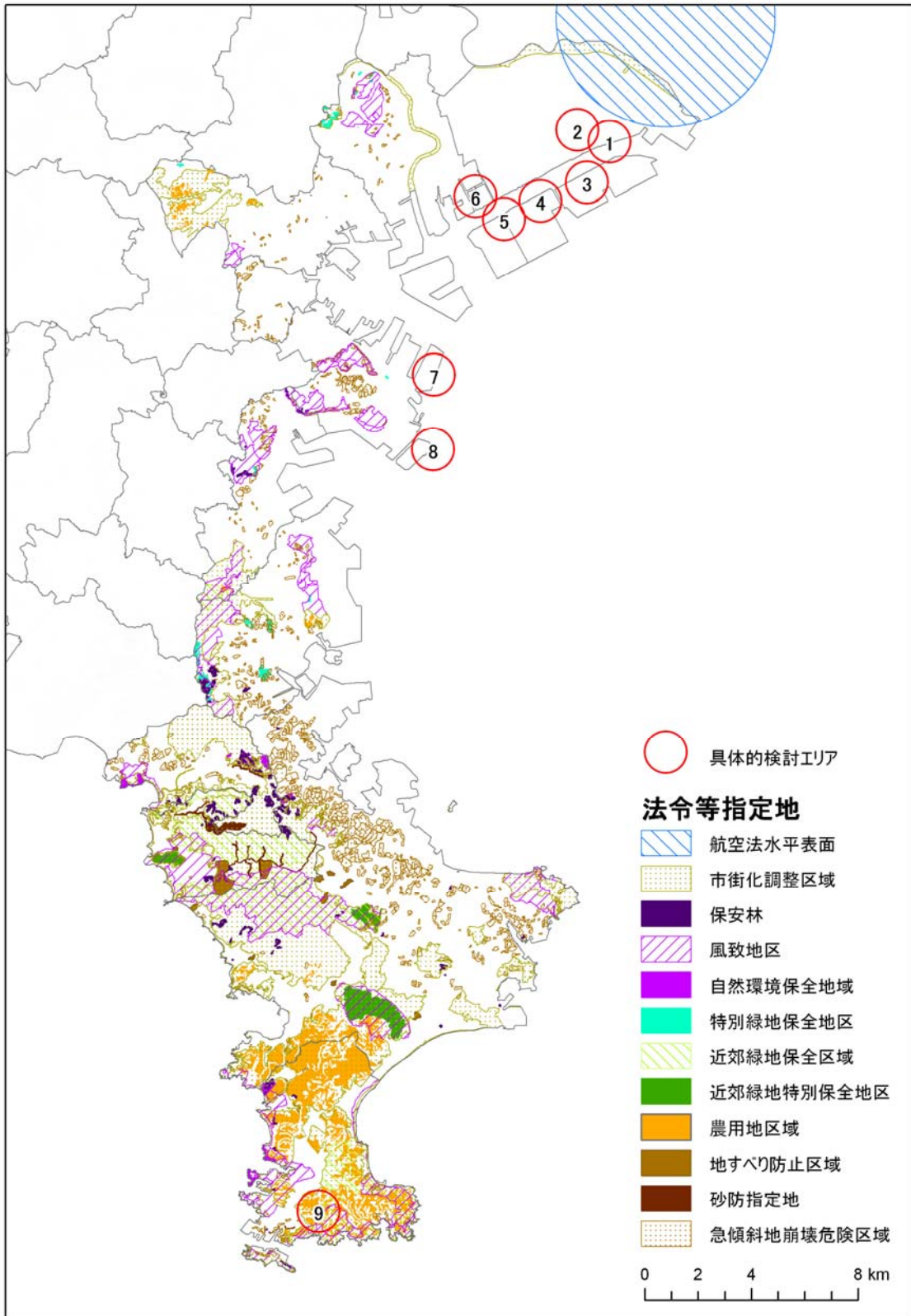
別添図9 法規制条件により絞り込まれたエリア



別添図 10 具体的検討エリアの抽出結果

※各エリアについては、概ねの位置を示したものであり、具体的な場所を示したものではありません。

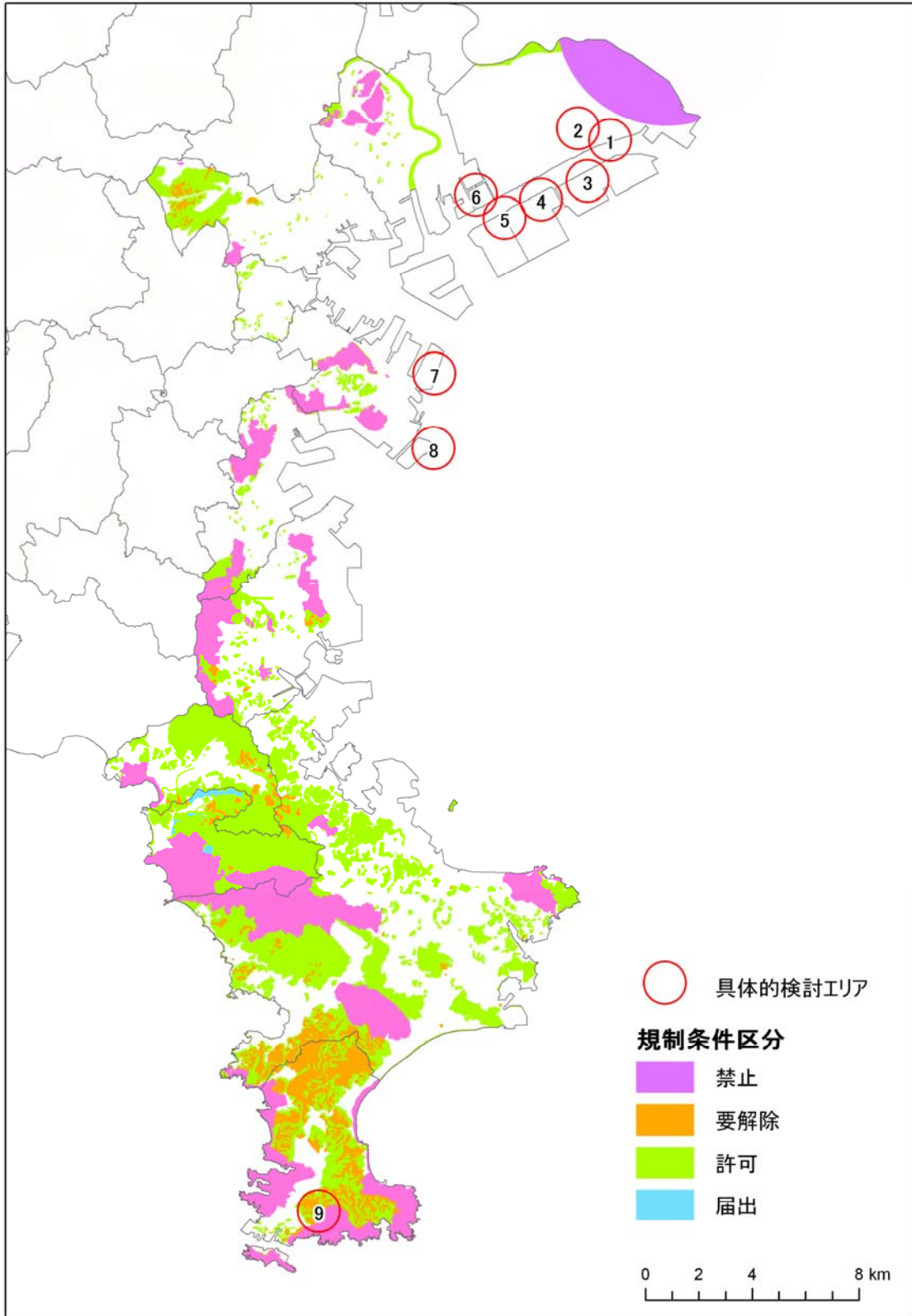




(出典：国土数値情報森林地域 (H23 年)、国土数値情報農業地域 (H23 年)、  
都市情報システムデータ (神奈川県都市計画課)、土砂災害警戒情報システムデータ (神奈川県砂防海岸課))

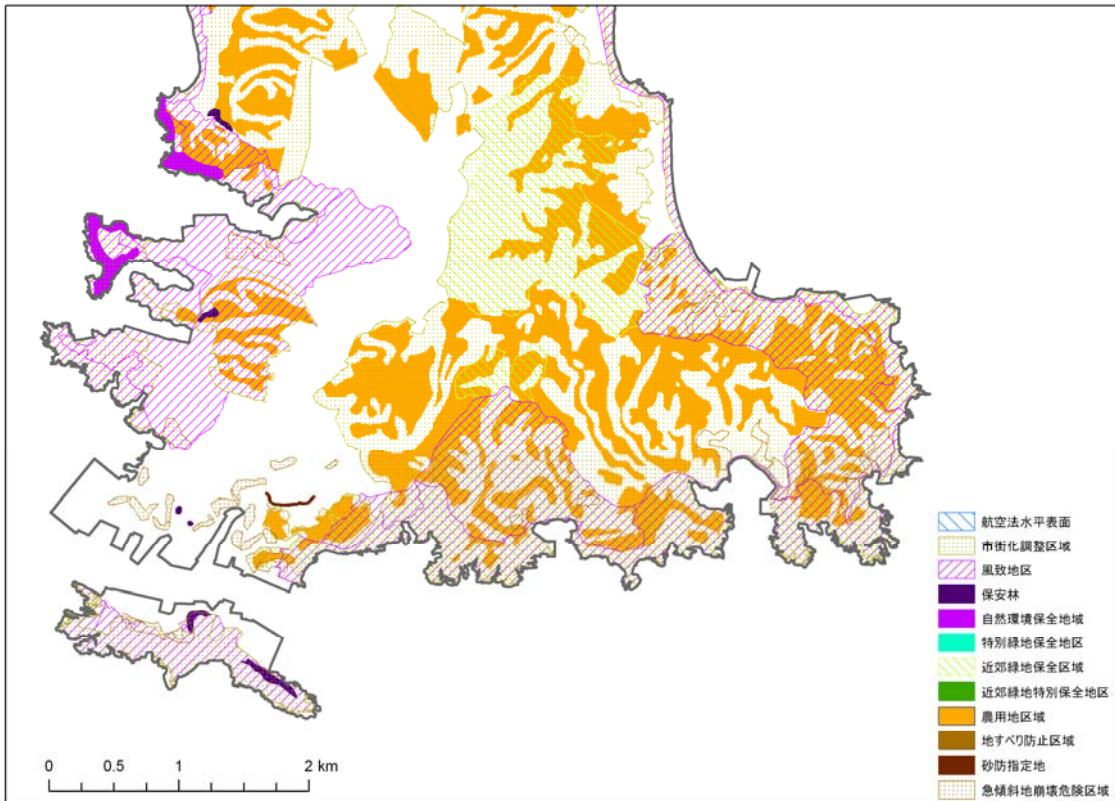
別添図 11 法規制条件と具体的検討エリア (1)

※各エリアについては、概ねの位置を示したものであり、具体的な場所を示したものではありません。

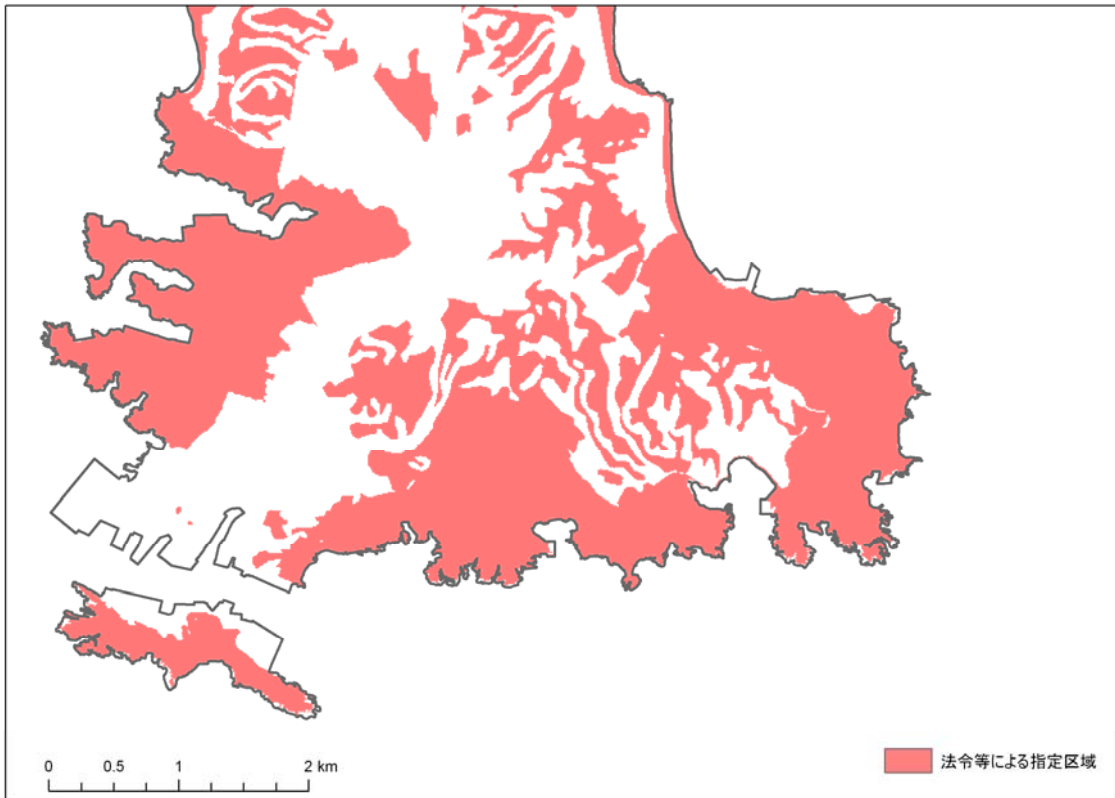


別添図 12 法規制条件と具体的検討エリア (2)

※各エリアについては、概ねの位置を示したものであり、具体的な場所を示したものではありません。

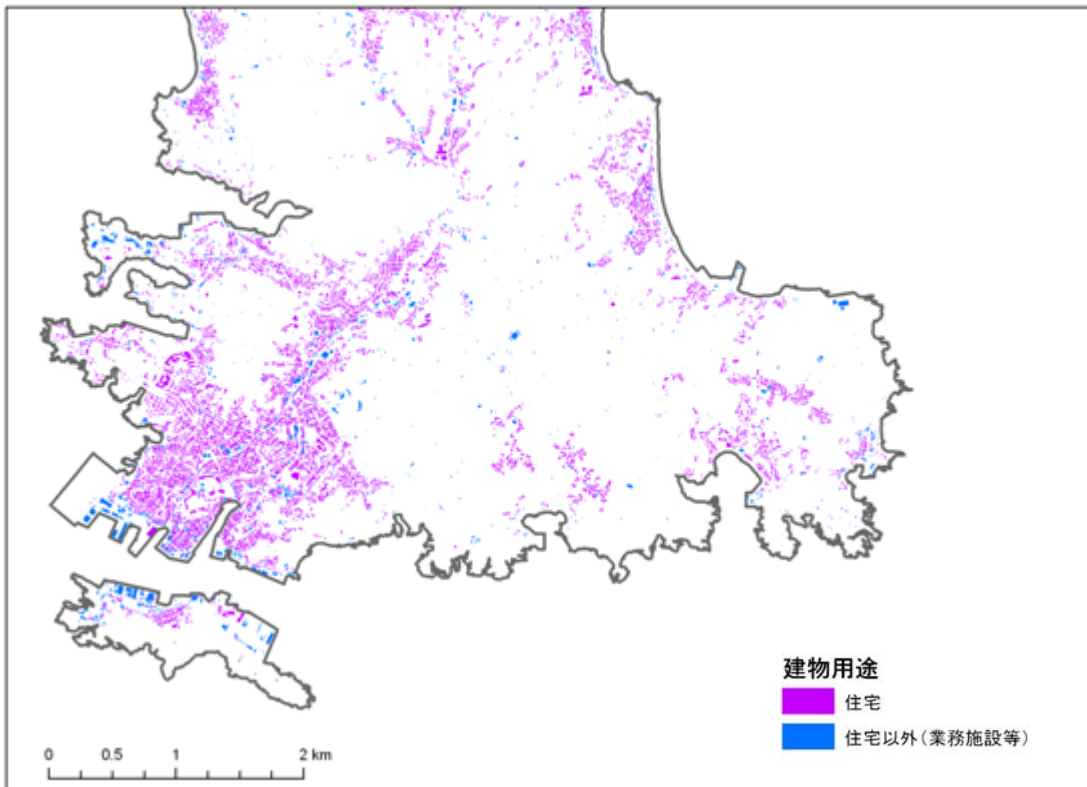


(出典：国土数値情報森林地域 (H23 年)、国土数値情報農業地域 (H23 年)、都市情報システムデータ (神奈川県都市計画課)、土砂災害警戒情報システムデータ (神奈川県砂防海岸課))

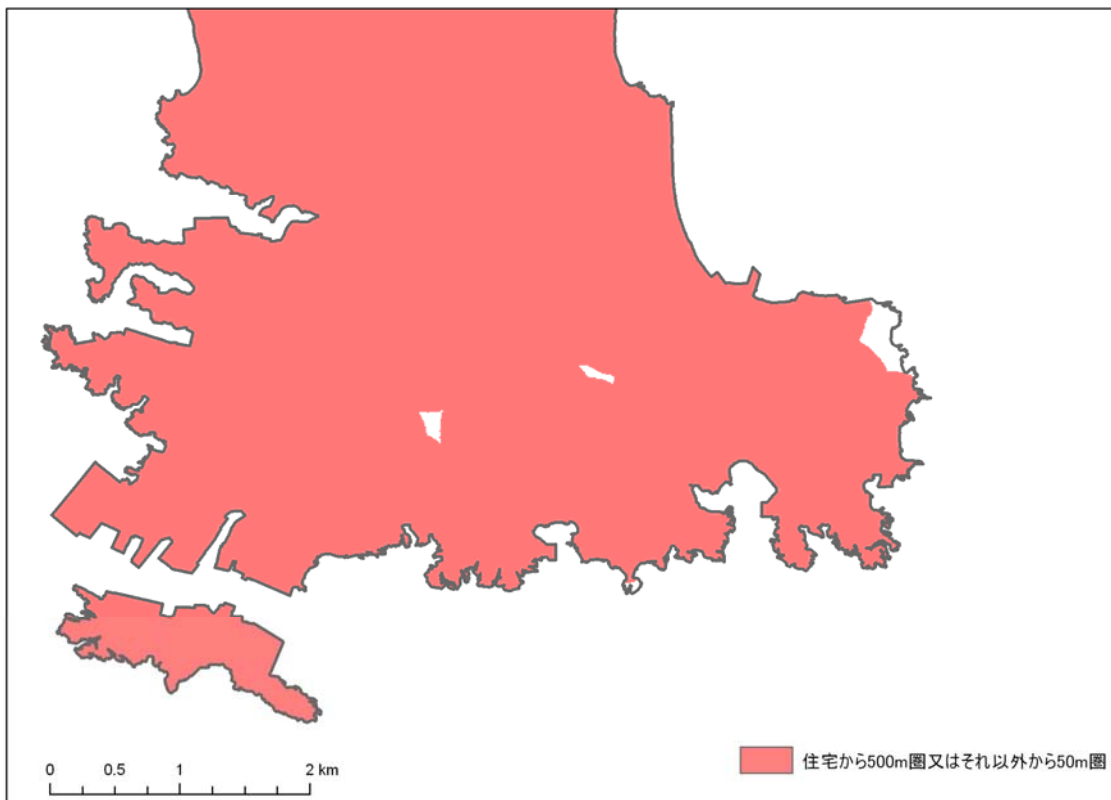


別添図 13 三浦半島部の法規制の状況

(上：法規制の分布、下：「禁止」及び「要解除」で絞り込まれたエリア)



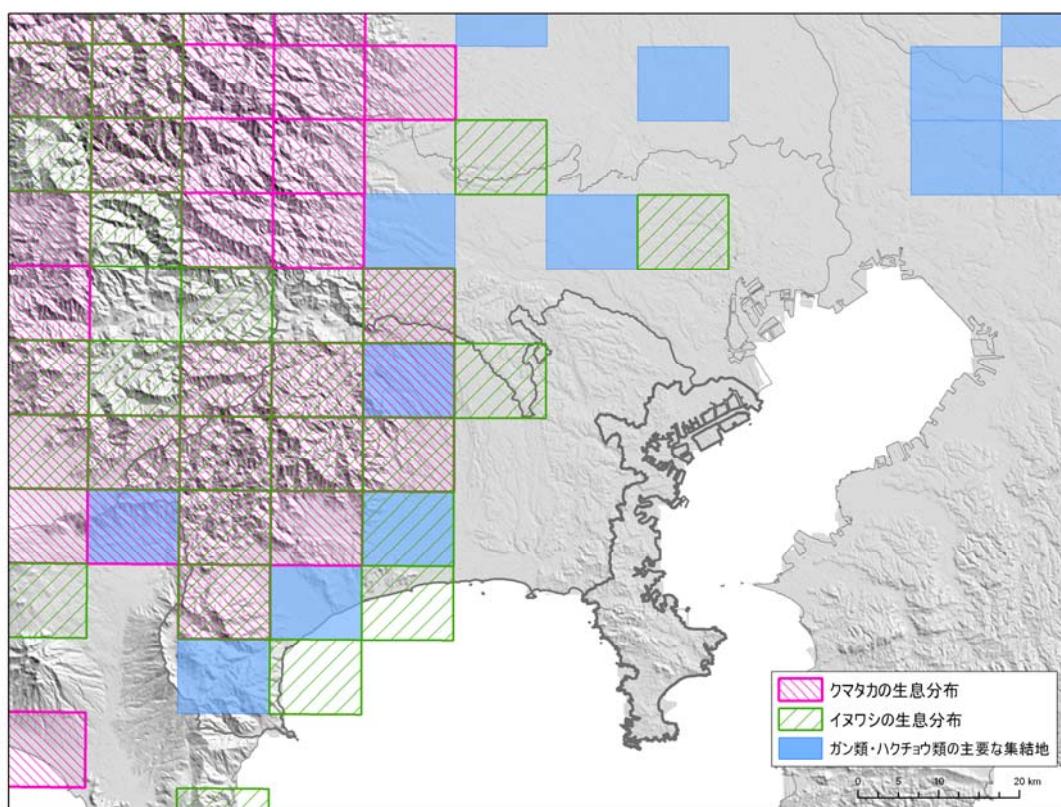
(出典：神奈川県都市情報システム 建物用途現況 (H17年) データ)



別添図 14 三浦半島部の居住地等の状況

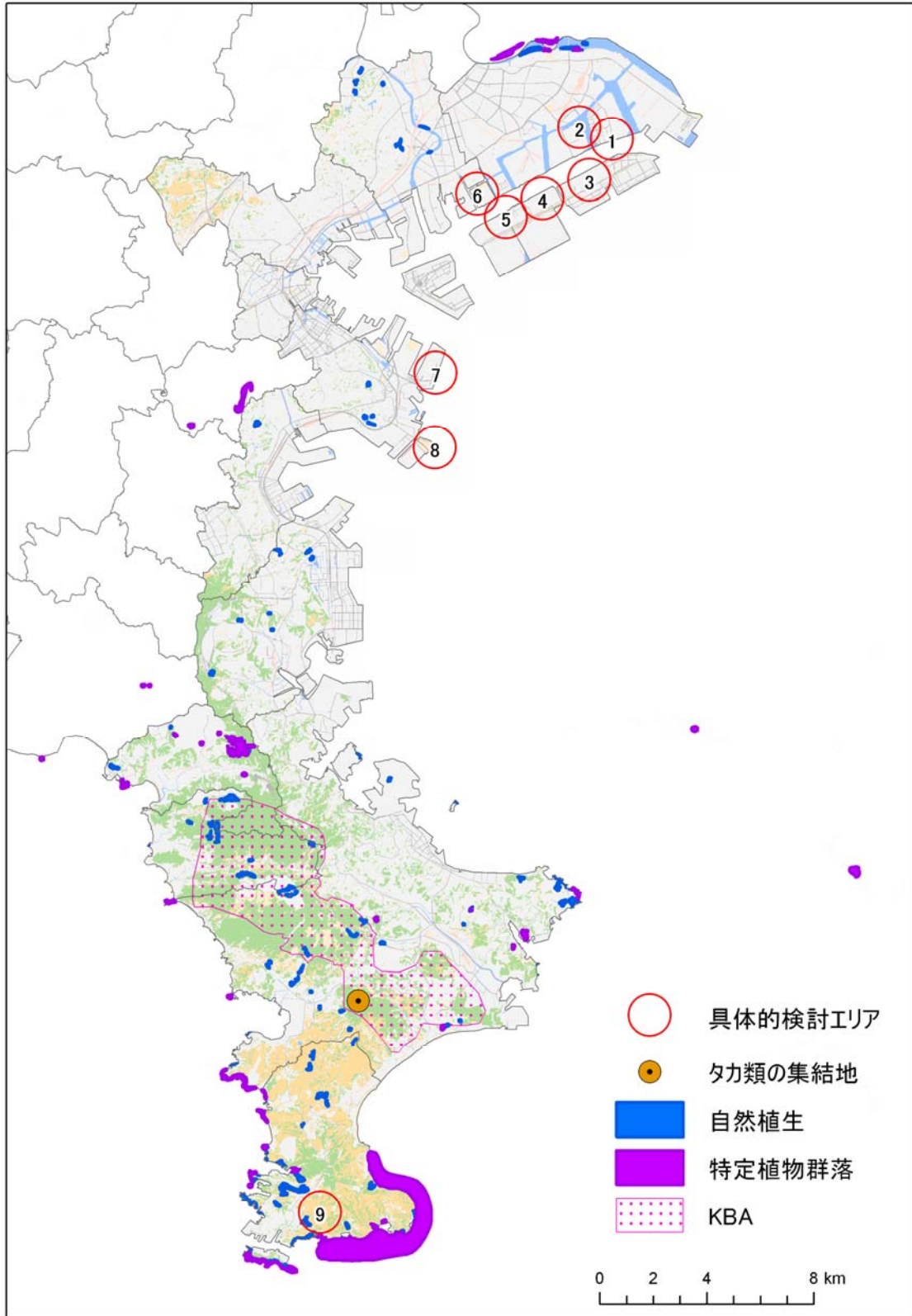
(上：居住地等の分布、下：絞り込まれたエリア)





(出典：鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省自然保護局野生生物課 2011年）)

別添図 15 イヌワシ・クマタカ、ガン・カモ類等の分布情報と具体的検討エリア



(出典：鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省自然保護局野生生物課 2011年）、環境省自然環境情報GISデータ（第2～5回植生調査、第5回特定植物群落調査）、コンサベーション・インターナショナル・ジャパン KBA 調査データ）

**別添図 16 タカ類の集結地、自然植生、特定植物群落、KBAと具体的検討エリア**

※各エリアについては、概ねの位置を示したものであり、具体的な場所を示したものではありません。

## 資料編

## 資料編目次

資料編 1	風力発電の立地に係る法規制等 .....	47
資料編 2	建物用途現況データによる「住宅」と「住宅以外」の設定条件 .....	55
資料編 3	土地利用現況データの区分と開発可否の設定条件 .....	56
資料編 4	風力発電立地可能性検討会設置要綱・委員名簿 .....	57



## 資料編 1 風力発電の立地に係る法規制等

※本資料は法令の条文等をもとに、風車の立地に係る法規制等を取りまとめたものである。

法・条例名	規制地域等	規制要件
自然公園法	特別保護地区(21条)	・当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときに指定。 ・風力発電施設の新築、改築、増築は原則不可。(規則11条1項2号イ) ・学術研究その他公益上必要であり、当該場所以外ではその目的を達成できない場合のみ例外(11条1項1号) (⇒本検討エリアに該当地域なし)
	第一種特別地域(規則9条の2の1号)	・特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域。 ・風力発電施設の新築、改築、増築は原則不可。(規則11条1項2号イ) ・学術研究その他公益上必要であり、当該場所以外ではその目的を達成できない場合のみ例外(11条1項1号) (⇒本検討エリアに該当地域なし)
	海域公園地区(22条)	・当該公園の海域の景観を維持するため指定。 ・風力発電施設の新築、改築、増築は原則不可。(規則11条1項2号イ) ・学術研究その他公益上必要であり、当該場所以外ではその目的を達成できない場合のみ例外(11条1項1号) (⇒神奈川県内に該当地域なし)
	第二種特別地域(規則9条の2の2号)	・第1種、3種以外の地域で、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。 ・工作物の新築、改築、増築は、国立公園の場合環境大臣の、国定公園の場合知事の許可が必要(20条3項1号) 《許可基準》 ・植生の復元が困難な地域等でないこと(野生動植物の生息・生育地として重要な地域等であって、史跡名勝天然記念物の指定等がされていること等)。(規則11条1項2号ロ) ・当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。(規則11条1項3号) ・当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。(規則11条1項4号) ・野生動植物の生息・生育その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。(規則11条11項) (⇒本検討エリアに該当地域なし)
	第三種特別地域(規則9条の2の3号)	・特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。 ・工作物の新築、改築、増築は、国立公園の場合環境大臣の、国定公園の場合知事の許可が必要(20条3項1号) 《許可基準》 ・植生の復元が困難な地域等でないこと(野生動植物の生息・生育地として重要な地域等であって、史跡名勝天然記念物の指定等がされていること等)。(規則11条1項2号ロ) ・当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。(規則11条1項3号) ・当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。(規則11条1項4号) ・野生動植物の生息・生育その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。(規則11条11項) (⇒本検討エリアに該当地域なし)
自然環境保全法	普通地域(33条)	・特別地域及び海域公園地区に含まれない区域。 ・一定規模以上の工作物の新築、改築、増築を行おうとする者は、国立公園の場合環境大臣への、国定公園の場合知事への届出が必要。(33条1項1号) 《工作物の規模基準》 ○海域以外の区域 ・高さ13m又は延べ面積1000平米を超える建築物。(規則14条1号イ) ・高さ30mを超える鉄塔(規則14条1号ハ) ○海域の区域 ・高さ5m又は海面における水平投影面積が100平米を超える工作物(規則14条2号ロ) ○ただし、風景を保護する必要があると認めるときは、当該行為の禁止、制限、必要な措置を命じることができる。(法33条2項) (⇒本検討エリアに該当地域なし)
	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 特別地区 海中特別地区 自然環境保全地域(普通地区) 都道府県自然環境保全地域	神奈川県内に該当地域なし  ・自然環境保全地域に準ずる自然環境を維持している地域で周辺の自然的社会的条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを、法45条に基づき、都道府県条例により知事が指定する。 ⇒「自然環境保全条例」の項を参照。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区(国指定、都道府県指定)	・鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域(29条1項)。 ・環境大臣が指定する「国指定特別保護地区」と知事が指定する「都道府県指定特別保護地区」がある。 ・一定数量以上の立木の伐採や工作物の設置、水面の埋立て等について、環境大臣または知事の許可が必要である。 ・存続期間は鳥獣保護区の存続期間の範囲内。 《許可が必要な行為》 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立て・干拓 ・木竹の伐採 等 (⇒本検討エリアに該当地域なし)
	鳥獣保護区(国指定、都道府県指定)	・鳥獣の保護を図るため必要があると認められる地域(28条1項)。鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理・整備することにより、鳥獣の保護を目的として指定される。 ・環境大臣が指定する「国指定鳥獣保護区」と知事が指定する「都道府県指定鳥獣保護区」がある。 ・区域内では狩猟が禁止されるほか、保全事業(鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設の設置等の事業)が実施できる。 ・存続期間は20年以内で、更新が可能である。 ・「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地などの指定区分がある。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区域	(⇒本検討エリアに該当地域なし) ただし、オオタカが生息している地域があり、「神奈川県オオタカ保護指導指針」あり。

法・条例名	規制地域等	規制要件
森林法	保安林(25条1項、2項、25条の2の1項、2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源涵養、土砂流出防備などの目的を達成するため森林を保安林として指定。指定権者は、国有林については農水大臣、民有林については、流域保全保安林(水源涵養・土砂流出防備・土砂崩壊防備の各保安林)のうち重要流域内の民有林は農水大臣、重要流域外の民有林は知事。その他の保安林は知事。</li> <li>・知事の許可なく立竹の伐採、立木の損傷、開墾その他の土地の形質の変更等を行ってはならない。(34条2項)</li> <li>・「指定理由の消滅」及び「公益上の理由」による保安林の指定解除が必要(26条)。その際、「他に適地がないことの証明」を求められる場合もある。</li> <li>・「指定解除要件」 <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定の理由の消滅⇒解除しなければならない(26条1項、26条の2の1項)</li> <li>②公益上の理由により必要が生じたとき⇒解除できる(26条2項、26条の2の2項)。公益上の理由とは、保安林として維持することから得られる利益とほかの目的(利便、地域振興等)とを比較して判断される。</li> <li>・保安林の指定の目的の達成に支障がない場合には、保安林内作業許可に基づき設置が認められる場合がある。(34条5項関連)</li> </ul> </li> </ul>
	保安施設地区(41条1項、3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源涵養、土砂流出防備などの目的を達成するために森林の造成事業又は森林の造成・維持に必要な事業(保安施設事業)を行う必要があるとして農水大臣が指定する森林又は原野その他の土地。(41条1項、3項)</li> <li>・保安施設地区における制限については保安林に関する規定を準用する。(44条)</li> </ul>
	地域森林計画の対象となっている民有林(10条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林計画:知事が国の定める全国森林計画に即して、民有林について森林計画区(神奈川県は1計画区)別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村がたてる市町村森林整備計画の指針となるもの。</li> <li>・地域森林計画の対象となっている民有地における1haを超える開発行為については、知事の許可が必要(10条の2の1項、令2条の3)。</li> <li>・「許可要件」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為をする森林が現に有する災害防止、水害防止、水源涵養、環境保全の機能からみて、開発行為により災害の発生や著しい支障を及ぼすおそれがない場合(10条の2の2項)。</li> </ul> </li> </ul>
農地法	(農地転用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定若しくは移転を行う場合には、原則として、農地法第4条又は第5条の許可(市街化区域にあつては農業委員会への届出)が必要である。</li> <li>・許可権者は、4ha以下の転用については都道府県知事(又は権限移譲市町村)、4haを超える転用は農林水産大臣である。</li> <li>・「転用許可の可否の判断基準」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可の基準は、次に掲げる農地区分に応じた基準(いわゆる「立地基準」と申請目的の実現の確実性、被害防除措置等についての基準(いわゆる「一般基準」)があり、すべてを満たさなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
	農用地区域内農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農振法に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域(農用地区域)内にある農地(4条2項1号イ、5条2項1号イ)</li> <li>・農地転用は、原則として不許可(4条2項、5条2項)。</li> </ul>
	甲種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種農地の要件に該当する農地のうち、市街化調整区域内の特定土地改良事業等の対象となった農地(8年以内)など、特に良好な営農条件を備えている農地(4条2項1号ロ、令12条、5条2項1号ロ、令20条)</li> <li>・農地転用は、原則として不許可(4条2項、5条2項)。</li> </ul>
	第一種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域以外の農地で10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地など、良好な営農条件を備えている農地(4条2項1号ロ、令11条、5条2項1号ロ、令19条)</li> <li>・農地転用は、原則として不許可(4条2項、5条2項)。</li> </ul>
	第二種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域以外の農地で、第三種農地の区域に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある一定の条件を満たした農地(4条2項1号ロ(2)、令14条、5条2項1号ロ(2)、令22条)。</li> <li>・申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるものと認められる場合には、原則として許可できないとされない。(4条2項2号、5条2項2号)</li> </ul>
	第三種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域以外の農地で、鉄道の駅が300m以内にある等の市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地(4条2項1号ロ(1)、令13条、5条2項1号ロ(1)、令21条)。</li> <li>・第三種農地の農地転用は、原則許可できる(4条2項、5条2項)。</li> </ul>
農業振興地域の整備に関する法律		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業振興地域」とは、今後相当長期(概ね10年以上)にわたり総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて知事が行う。(4条)</li> <li>・「農用地区域」とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行に係る区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として市町村が策定する「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」において定められる。(8条2項)農用地区域には、農業上の用途区分が定められており、その用途以外の目的には農地転用の許可は制限されている(17条)。</li> </ul>
	農振農用地区域内の農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域内における農地を農用地等以外の目的で使用する場合(農地転用)は、農用地区域からの除外(農用地利用計画の変更)が必要となる。なお、農地法等の許可見込みがないものは、除外の対象とはならない。</li> <li>・農用地区域からの除外の手続きは市町村長が、農用地利用計画の変更の必要性を認め、農用地利用計画(案)をもって県知事との協議が必要。</li> <li>・「農用地等以外の用途に供する場合の農用地区域からの除外要件」(①～⑤をすべて満たすこと) <ul style="list-style-type: none"> <li>①農用地等以外に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。</li> <li>②農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</li> <li>③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。</li> <li>④農用地等の機能保全に必要な土地改良施設(ため池、農業用排水施設、農道等)の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。</li> <li>⑤農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。</li> </ul> </li> </ul>
	農業振興地域内の農用地区域以外の農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域内の農用地区域以外における農地転用は、本法による開発規制は行われぬ。なお、農地法による転用許可は別途必要。</li> </ul>
国土利用計画法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた国土を総合的かつ計画的に利用するため、国土利用計画・土地利用基本計画の策定、土地取引の規制その他土地利用を調整するための措置を定めている。</li> <li>・土地取引の規制制度として、規制区域(許可制)、監視区域(事前届出制)、注視区域(事前届出制)、事後届出制が定められている。このうち、規制区域および注視区域は全国でもこれまで指定された区域がなく、監視区域については神奈川県内に該当区域はない。</li> </ul>
	事後届出制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定規模以上の土地取引に届出制度を設けている(23条1項)。</li> <li>・規制区域・監視区域・注視区域以外の土地で、一定の面積以上の一団の土地の権利について、土地売買等の契約により対価を得て行われる移転・設定を受けた者(権利取得者)は、契約の日から2週間以内に市町村長を経由して、知事に届け出なければならない(23条1項)。</li> <li>・「面積要件」(23条2項) <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域:2,000平米以上</li> <li>○市街化調整区域・非線引き都市計画区域:5,000平米以上</li> <li>○都市計画区域外:10,000平米以上</li> </ul> </li> <li>・「対象となる契約形態」 <ul style="list-style-type: none"> <li>売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡など。</li> </ul> </li> <li>・「届出が不要な場合」 <ul style="list-style-type: none"> <li>国・地方公共団体、UR都市機構、地方住宅供給公社、土地開発公社などを契約相手とするもの 等</li> </ul> </li> <li>・土地利用目的が、公表されている土地利用基本計画等に適合せず、周辺の土地利用を図るために著しい支障となる場合、知事は利用目的の変更を勧告・助言する(24条1項、27条の2)。</li> </ul>

法・条例名	規制地域等	規制要件
都市計画法	市街化調整区域	<p>・都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう(7条3項)。  ・建築物を建築する等の目的で行う開発行為は、原則知事等の許可を要する(29条)。  ・許可を要する場合、34条に定める立地上の許可基準に適合するものでなければ許可できない。  (例)都道府県が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認めるもの</p> <p>《許可不要行為》  ○公益上必要な建築物のうち、開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない建築物のための開発行為(29条1項3号、令21条)。  (例)電気事業法に基づく電気事業の用に供する電気工作物を設置する建築物(特定規模電気事業の用に供するもの以外のもの)(令21条14号)。※特定規模電気事業：一般電気事業(電力会社)には該当せず、50KW以上の高圧電力を必要とする需要家を対象に電力の小売供給を行う事業。  ○34条に定める立地上の許可基準に適合するもの。  (例1)開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなくと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為(34条12号)：開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなくと認められるものであること(開発審査会提案基準の旧包括基準)。  (例2)市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当なもの(34条14号)：基準内容は例1と同じ。</p> <p>・市街化調整区域における建築物の建築等は、原則知事等の開発許可が必要である(都市計画法29条、34条)が、風力発電施設については、建築物(建築基準法2条1項)に当たらない場合は、設置のための許可は不要である。(なお、特定工作物(都市計画法4条11項)には該当しない)。  ・風力発電機に付属する管理施設や変電設備等は、令21条14号に規定する建築物に該当しない場合、原則知事等の開発許可が必要であり、結果として設置が認められない場合があったが、H23年9月の開発許可制度運用指針の改正により、それ自体としては開発許可を要しない旨明確化された。</p>
	市街化区域	<p>①都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域 ②都市計画区域のうち、当該都市計画決定後概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(7条2項)。</p> <p>・建築物を建築する等の目的で行う開発行為は、開発区域が500平米以上の場合、原則知事等の許可を要する(29条1項1号、令19条2項1号)。  《許可不要行為》  ○公益上必要な建築物のうち、開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない建築物のための開発行為(29条1項3号、令21条)。  (例)電気事業法に基づく電気事業の用に供する電気工作物を設置する建築物(特定規模電気事業の用に供するもの以外のもの)(令21条14号)。※特定規模電気事業：一般電気事業(電力会社)には該当せず、50KW以上の高圧電力を必要とする需要家を対象に電力の小売供給を行う事業。</p>
	非線引都市計画区域	<p>都市計画区域のうち、市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)が定められていない区域をいう。  ・建築物を建築する目的で行う開発行為は、開発区域が1000平米以上の場合、原則知事等の許可を要する(29条1項1号、令19条1項、都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例3条)。  《許可不要行為》  ○公益上必要な建築物のうち、開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない建築物のための開発行為(29条1項3号、令21条)。  (例)電気事業法に基づく電気事業の用に供する電気工作物を設置する建築物(特定規模電気事業の用に供するもの以外のもの)(令21条14号)。※特定規模電気事業：一般電気事業(電力会社)には該当せず、50KW以上の高圧電力を必要とする需要家を対象に電力の小売供給を行う事業。</p>
	都市計画区域外	<p>・都市計画区域外の区域をいう。  ・建築物を建築する等の目的で行う開発行為は、開発区域が10000平米以上の場合、原則知事等の許可を要する(29条2項、令22条の2)。  《許可不要行為》  ○公益上必要な建築物のうち、開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない建築物のための開発行為(29条1項3号、令21条)。  (例)電気事業法に基づく電気事業の用に供する電気工作物を設置する建築物(特定規模電気事業の用に供するもの以外のもの)(令21条14号)。※特定規模電気事業：一般電気事業(電力会社)には該当せず、50KW以上の高圧電力を必要とする需要家を対象に電力の小売供給を行う事業。</p>
	風致地区	<p>・「風致地区」とは、都市における風致を維持するために定められる8条1項7号に規定する地域地区である。「都市における風致」とは、都市において水や緑などの自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然景観を形成している都市計画区域内の区域のうち、土地利用計画で都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定める。  ・具体的な規制内容は地方公共団体の条例により定められる(58条1項)。10ha以上で2以上の市町村の区域に渡るものは都道府県が、それ以外は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(風致政令)で定める基準に従い、自治体が条例(風致条例)を制定することとなっている。  ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、建築物の新築・改築・増築等を行う場合、知事等の許可が必要となる。  《許可不要行為(県条例)》  ・床面積の合計が10平米以内、かつ高さ8m以内及び建ぺい率が基準以内の建築物の新築・改築・増築  ・面積が60平米以下の土地の形質の変更で一定範囲のもの など</p>
	準都市計画区域	一神奈川県内に指定はない。
都市緑地法	特別緑地保全地区(12条)	<p>・都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独若しくは周囲と一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害等の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているものや動植物の生息・生育地となるものうち、当該地域住民の健全な生活環境の確保に必要なものいずれかに該当する緑地が指定される。(12条)  2以上の市町村の区域にわたる10ha以上の場合、都道府県・政令市が指定、その他の場合、市町村が指定する。  ・都市緑地保全法に基づく「緑地保全地区」として指定された地区は、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」とみなされる。(H16)  ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築、土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採などを行う場合は、知事等の許可が必要。(14条)  ・ただし、公益性が特に高く、緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれのないもので政令で定める行為等は対象外(14条)。  (例)仮設の工作物の新築・改築・増築、面積が10平米以下の土地の形質の変更など。(令6条)</p>
都市公園法	都市公園の区域(2条1項)	<p>国又は自治体が設置する公園又は緑地。都市計画施設である公園・緑地で自治体が設置するもの及び自治体が都市計画区域内に設置する公園・緑地、複数の都府県にまたがって国が設置する都市計画施設である公園・緑地などがある。(2条1項)  公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。(6条1項)  占用の期間は10年を超えない範囲で政令で定める期間をこえることができない。(6条4項)。  《許可内容》  電柱・電線・変圧塔、上下水道、通路・鉄道等で、占用が公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認めるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、許可を与えることができる。(7条)  電線は地下に設けることを原則とする。変圧塔を設ける場合は5ha以上の面積を有する公園内とする。(令16条)</p>

法・条例名	規制地域等	規制要件
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域	<p>・近郊緑地※のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつその保全によって首都及びその周辺地域の住民の健全な心身の保持及び増進、公害若しくは災害の防止効果が著しい近郊緑地の土地の区域。国交大臣が指定する。(3条1項)</p> <p>・建築物等の新築・改築・増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は知事に事前に届出なければならない。(7条1項)</p> <p>《届出不要の行為》</p> <p>・軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの(7条4項3号)。高さ5m以下の工作物の新築・改築・増築、面積60平米以下の土地の形質の変更で切土・盛土の法の高さが5m以下のもの、地下に設ける建築物の新築・改築・増築など(令2条)。</p> <p>・公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであって政令で定められるもの(7条4項6号)。電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く)又は管理に係る行為など(令3条)。</p> <p>※「近郊緑地」とは、首都圏整備法に基づき指定された「近郊整備地帯」の中の緑地であって樹林地・水辺地等が、単独もしくは一体となって良好な自然環境を形成し、かつ相当規模の広さを有しているものをいう。</p>
	近郊緑地特別保全地区	<p>・近郊緑地保全地域内で、特に保全により住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止の効果が著しく、かつ特に良好な自然環境を有する土地の区域については、法4条2項3号(近郊緑地保全計画に定めた特別保全地区指定の基準に関する事項)に規定する基準に基づき、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる(5条)。決定主体は都県等。</p> <p>・行為規制については都市緑地法で規定。</p>
生産緑地法	生産緑地地区(3条1項)	<p>・都市計画法上の市街化区域内の農地や採草放牧地などを対象として、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とし、その計画的な保全を図るために定められる地区。(3条1項)</p> <p>・対象は現に農林漁業の用に供されている農地、森林、池沼などで、都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地に適した500平米以上で農林漁業の継続が可能なものについて指定することとなっている。</p> <p>・建築物その他の工作物の新築・改築・増築や宅地の造成その他の土地の形質の変更等を行うおとする者は、市町村長の許可を受けなければならない(8条1項)。</p> <p>《許可基準》</p> <p>農産物・林産物・水産物の生産又は集荷施設、処理・貯蔵に必要な共同利用施設、農林漁業の生産資材の貯蔵・保管施設、農林漁業者の休憩施設等で生活環境の悪化をもたらすおそれのないものに限る。</p> <p>公共施設等の設置・管理に係る行為は許可の適用外。</p> <p>・市街化区域内農地は、宅地化するものと、保全し緑地の機能を維持するものとに区分し、宅地化するものについては宅地並の課税が行われるとともに相続税猶予が廃止され、一方、保全するものは市街化調整区域に編入するか、生産緑地地区に指定することとされている。</p> <p>・いったん指定を受けた土地は、一定の要件を満たす場合以外は解除できない。</p> <p>・農地以外としての転用・転売はできない(農地としての転売は農地法による手続きにより可能)。</p> <p>・生産緑地に指定されて30年経過後又は農林漁業者が死亡又は重度の障害者になったときは市町村長に時価による買取りの申し出ができる(10条)。</p>
海岸法	海岸保全区域(第3条第1項及び第2項)、一般公共海岸区域(第2条第2項)	<p>・自然公物として公衆の自由使用に供される国有等の海岸を「公共海岸」とし、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、当該海岸を管轄する都道府県知事が指定した区域を「海岸保全区域」と定めている。</p> <p>・平成11年の法改正で、公共海岸のうちこれまで海岸法が適用されていなかった海岸保全区域以外の国有海浜地(従来の法定外公共物)を「一般公共海岸区域」として新たに位置づけ、施設整備を伴わない、土地の占用、土石の採取等の許可等の管理を行う区域とした。</p> <p>※海岸保全区域の指定は、当該海岸を管轄する都道府県知事が行うが、その指定の範囲は海岸を防護するために必要最小限度の区域に限って行うものであり、原則として陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際からそれぞれ50mを超えてはならない。</p> <p>・海岸保全区域内では、海岸管理者(県や市町村)が必要に応じて海岸保全施設(堤防や護岸など)を整備するほか、一定の行為(工作物の設置や土地の形状変更、土石の採取など)については、許可が必要となる(第7条第1項、第8条第1項)。</p> <p>・一般公共海岸区域内でも、一定の行為(工作物の設置や土地の形状変更、土石の採取など)について海岸管理者(県や市町村)の許可が必要となる(第37条の4、第37条の5)。</p>
港湾法	港湾区域(2条3項)、港湾隣接地域(37条1項)	<p>・「港湾区域」:水域を経済的に一体の港湾として管理運営するための必要最小限の区域であり、隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害しない等の要件を満たすとして、国土交通大臣若しくは都道府県知事の同意又はこれらの者に対する届出のあった水域をいう(第2条3項等)。</p> <p>・「港湾隣接地域」:港湾区域に隣接する地域であって、港湾管理者が指定する区域をいう(法37条第1項)。</p> <p>・港湾区域又は港湾隣接地域内において次に掲げる行為をするには港湾管理者の許可を得なければならない。(法37条1項、令第13条、第14条)</p> <p>①港湾区域内の水域(上空100mまで及び水底下60mまでの区域を含む。)又は公共空地の占用</p> <p>②港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取</p> <p>③水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)</p> <p>④前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為</p>
河川法	河川区域(6条1項)	<p>「河川区域」とは、河川における災害の発生防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持、環境の整備と保全のために河川を総合的に管理する必要があることから、河川法により行為の規制や管理行為が行われる一定の区域をいう(6条1項)。</p> <p>《許可が必要な行為》</p> <p>・土地の占用(24条)</p> <p>・工作物の新築(26条1項)等</p>
	河川保全区域(54条)	<p>河川管理者は、河岸又は河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定することができる。</p> <p>《許可が必要な行為(55条1項)》</p> <p>・土地の掘さく、盛土又は切土</p> <p>・工作物の新築等</p>
	河川予定地(56条)	<p>河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を「河川予定地」として指定することができる。</p> <p>《許可が必要な行為(57条1項)》</p> <p>・土地の掘さく、盛土又は切土</p> <p>・工作物の新築等</p>
	河川立体区域(58条の2)、河川保全立体区域(58条の3)、河川予定立体区域(58条の5)	<p>上記の河川区域、河川保全区域、河川予定地に関する特例的な規定である。平成24年11月現在、神奈川県内では河川立体区域、河川保全立体区域、又は河川予定立体区域の指定はされていない。</p>

法・条例名	規制地域等	規制要件
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土特別保存地区 歴史的風土保存区域	⇒本調査範囲に該当地区なし  ・同法に基づいて指定された「古都」における歴史上風土を保存するために定められた区域。歴史上意義を有する建造物・遺跡などが周囲の自然的環境と一体となって古都の伝統と文化を具現化あるいは形成している土地の状況。(4条)。  ・区域内で建築物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合は、知事への届出が必要である(7条)。  ≪届出不要行為≫(令3条) ・建築物の改築・増築で、その高さが5m以下及び床面積の合計が10平米以下のもの(新築は地下に設ける建築物のみ)。 ・面積が60平米以下の土地の形質の変更で、高さ5mを超える法を生ずる切土・盛土を伴わないもの。
文化財保護法	史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域  重要文化財的景観	・「史跡名勝天然記念物」とは、記念物(貝塚・古墳・都城跡・旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物(棲息地・繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で我が国にとって学術上価値の高いもの(2条1項4号)のうち重要なもので、文部科学大臣が指定した史跡・名勝又は天然記念物の総称をいう(109条)。 ・史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、文化庁長官の許可が必要である(125条)。 ・文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる(128条)。 ・文部科学大臣は、自治体の申出に基づき、当該自治体が定める景観法上の景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、省令で定める基準に照らして当該自治体がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる(134条1項)。  ・現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、その30日前までに文化庁長官にその届出なければならぬ(139条)。
	伝統的建造物群保存地区	⇒本調査範囲に該当地区なし
	重要伝統的建造物群保存地区 周知の埋蔵文化財包蔵地	⇒本調査範囲に該当地区なし  土木工事を行う場合、文化庁長官に事前届出が必要(着手60日前まで)。建設時に遺跡と認められるものを発見した場合は、遅滞なく書面で文化庁長官に届出が必要。
航空法	進入表面等の制限表面より上の区域	・制限表面：空港周辺において航空機が安全に離着陸するために、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があり設定された高さ制限。 ・制限表面は進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面からなる(2条、56条)。 ・進入表面等の制限表面より上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することが禁止されている(49条)。 ・ただし、水平表面(高さ45m)、円錐表面及び外側水平表面に係るもので、「仮設物」、「避雷設備」、「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により東京航空局長の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することができる。 ・風車のブレード先端が地表又は水面から60m以上の高さの場合には、原則として航空障害灯及び屋間障害標識の設置(赤白の塗色で7等分)を設置しなければならない(国交省航空局と調整)。また、羽田空港に近いことから場所によっては空域制限として建造物の設置が不可の場合もある。
電波法	伝搬障害防止区域(102条の2)	総務大臣は、890メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、列車運行業務用などの「重要無線通信」の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ100メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。(102条の2)。  ・伝搬障害防止区域内に高さ31mを超える高層建築物等を建築する場合は建築主が事前に位置や高さなど必要事項を総務大臣に届け出なければならぬ(高層建築物等予定工事届)。(102条の3) ・障害原因となる旨の通知を受けた建築主は、通知を受けた日から2年間は障害原因となる部分に関して工事ができない。ただし、工事計画を変更し障害とならない旨の通知を受けたとき、又は当該無線局の免許人との間に協議が調ったときは、工事停止の制限は解除される。(102条の6)
砂防法、砂防指定地の管理に関する条例	砂防指定地(砂防法第2条)	・「砂防指定地」：砂防設備を要する土地または治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の土地をいう(砂防法第2条)。 ・砂防指定地内においては、開墾、掘削その他土地の形状を変更する行為等を行うおうとする者は、都道府県知事の許可を受ける必要がある(砂防指定地の管理に関する条例第3条第1項)。
地すべり等防止法	地すべり防止区域(第3条第1項)	・「地すべり防止区域」とは、地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれの極めて大きい区域)および地すべり地域(地すべり区域に隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長もしくは誘発し、またはそのおそれの極めて大きい地域)であって、公共の利害に密接な関連を有するものを、国土交通大臣が関係都道府県知事の意見を聞いた上で指定するものをいう(第3条第1項)。 地すべり防止区域内で次の行為をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条、令第5条) ①地下水を誘致し、または停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ②地表水を放流し、または停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為 ③のり長3m以上ののり切りまたは直高2m以上の切土 ④地すべり防止施設(地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設)以外の一定の施設または工作物の新築または改良など。
	ぼた山崩壊防止区域(4条1項)	⇒本調査範囲に対象区域なし
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域(第3条第1項)	・「急傾斜地崩壊危険区域」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上で、高さが5m以上のもの)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第7条第1項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地をいう。(第3条第1項) ・区域内での水の放流、切土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取・集積などの行為について、都道府県知事の許可が必要となる(第7条第1項)。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域(第8条第1項)	・急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域をいう(令第3条)。 ・区域内では、特定開発行為について許可制となり、住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者施設の建築のための開発行為については、自ら施行する対策工の計画が安全確保のため必要な技術基準に適合していると知事が判断した場合に限って許可される(第9条)。 ・住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造を安全なものとするため、居室を有する建築物は、建築確認の制度が適用される(第23条)。

法・条例名	規制地域等	規制要件
土壌汚染 対策法	要措置区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染状況調査の結果、当該土地の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超え、人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがある場合、知事が速やかに汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として指定する(6条1項)。</li> <li>・区域内の土地の形質の変更は原則禁じられる(9条)。</li> <li>◀例外行為▶</li> <li>○指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えず、かつ、土地の形質の変更の部分の面積が10平米以上の場合には深さ50cm未満、当該面積が10平米未満の場合には3m未満の形質変更であれば可能である(9条ただし書、規則43条1号)。</li> <li>・また地表から一定の深さまで帯水層がない旨の知事の確認を受けた場合には、当該帯水層の深さより1m浅い深さまでの土地の形質の変更は可能となる(規則43条1号ロ・ハ)。など</li> </ul>
	形質変更時要届出 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染状況調査の結果、当該土地の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超えたが、人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがないと認める場合、知事が「当該土地の形質の変更をしようとするときは届出をしなければならない区域」として指定する(11条1項)。</li> <li>・区域内の土地については、土地の形質の変更の着手14日前までにその旨を知事に届出なければならない(12条1項、規則48・49条)。</li> <li>◀届出不要行為▶</li> <li>・要措置区域における「例外行為」と同じ(12条1項ただし書、規則50条)。</li> </ul>
	3000平米以上の土 地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上(3000平米以上)の土地の形質の変更を行う者は、着手30日前までに知事に届出の必要がある(4条1項、規則23・24条)。</li> <li>・土地の形質の変更が盛土のみの場合は、土地が汚染されていたとしても当該土地から汚染が拡散するおそれがないことから、届出は不要である。</li> <li>・届出された土地が、利用履歴等の調査から特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合には、知事は土地の所有者等に土壌汚染状況調査を実施・報告するよう命じることができる。</li> </ul>
景観法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法：良好な景観の形成を促進するため、景観計画・景観整備機構など具体的な行為規制を行う仕組みや支援措置を定めている。景観行政団体(指定都市、中核市又は都道府県等)が景観に関する計画や条例を策定する際の根拠法となっている。</li> <li>・景観計画：景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画。「景観計画区域」を定め、同区域内の建築物等に関する良好な景観形成のための届出・勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態・高さ・色彩・意匠などに関する変更命令を出すことができる。</li> <li>・本法には良好な景観形成の施策として「景観地区」の規定がある。景観計画区域が、景観計画に基づき届出や勧告による緩やかな規制誘導を行う区域であるのに対し、景観地区はより積極的な誘導策を取る区域として都市計画の手続きにより定める区域である。</li> </ul>
	景観地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観地区：市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として市町村が定める地区(61条1項)。都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として大幅に発展、拡充された。建築物及び工作物の形態意匠に対する市町村による認定制度が整備され、地域の景観の質を能動的に高めることが可能となった。</li> <li>・建築物は地区内の景観を構成する主要な要素であることから、都市計画において、良好な景観の形成に必要不可欠な「形態意匠の制限」を必須事項とし、高さの最高限度又は最低限度、敷地面積の最低限度などを選択事項として規定できる。(61条2項)【認定】</li> <li>・工作物は地区の地域特性や目標とする景観像に応じて、景観の構成要素としての重みが異なるため、必要な場合に条例で規制対象として選択できる仕組みとなっており、形態意匠の制限や高さの最高限度又は最低限度を規定できる。(72条1項)＝景観地区工作物制限条例。【直罰】</li> <li>・開発行為等の行為制限は、地区ごとの地形上の特性、自然的要素や目標とする景観像により必要性が異なるため、必要な場合に条例で許可対象として選択できる仕組みとなっている。(73条1項)【許可】</li> <li>⇒市町村条例を参照</li> </ul>
	準景観地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準景観地区：都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域で、相当数(複数以上)の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている地区で、その景観の保全が必要なもの(74条1項)。市町村が区域の案を公告し、縦覧を経て公告することにより定める(74条2項)。</li> <li>・具体的制限については、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて、市町村が条例で必要な規制を定める(75条)。</li> <li>⇒景観地区の項を参照</li> </ul>
	景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定する景観計画の計画区域。農地や山林、自然公園などを含めて良好な景観の保全・形成に必要な範囲を幅広く指定することが可能(湖沼・河川・海域等の水面も対象)(8条1項)。</li> <li>・一つの景観計画区域内において、地区を区分して、各地区で異なる届出対象行為・景観形成基準を設けることが可能。一つの景観行政団体において、区域ごとに別々の景観計画を定めることも可能。</li> <li>・区域内では、建築物・工作物の形態・意匠の制限、高さの最高限度または最低限度等を定めることができる(8条4項)。</li> <li>・区域内で建築物・工作物の新築・改築・増築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更、開発行為等を行う場合は、景観行政団体の長に届出が必要となる(16条1項)。この届出に対して、景観行政団体の長は、設計変更等の必要な措置を命じることができ(17条1項)、この命令に従わない場合は原状回復を命令することができ(17条5項)、これに違反した場合は罰則が規定されている(101条)。</li> </ul>
	景観重要公共施設 (8条2項4号ハ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要公共施設：建築物や工作物・屋外広告物・農地・森林などととも、地域の景観を構成する重要な要素をなす道路・河川・都市公園・海岸・港湾・漁港等の公共施設(8条2項4号ロ、令2条)。景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」および「占用等の許可の基準」を定め(8条2項4号ロ、ハ)、先導的に景観形成を進めることができる。</li> <li>【景観重要公共施設として景観計画に定めることができる施設】</li> <li>・道路法による道路(景観重要道路)</li> <li>・河川法による河川(景観重要河川)</li> <li>・都市公園法による都市公園(景観重要都市公園)</li> <li>・海岸保全区域等に係る海岸(景観重要海岸)</li> <li>・港湾法による港湾</li> <li>・漁港漁場整備法による漁港</li> <li>・自然公園法による公園事業に係る施設</li> <li>・特定公共施設(土地改良施設・下水道・市民緑地・砂防設備等) など</li> <li>・景観行政団体が景観計画に景観重要公共施設及び景観上の占用等の許可基準を定めた場合、公共施設管理者は占用許可の手続きに際し、同基準を上乗せ基準として判断することとなる(49条～54条)。</li> <li>⇒各公共施設に係る法規の項における占用許可手続きを参照。</li> <li>・また公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観公共施設の指定を要請することができ、景観計画に「占用等の許可の基準」等を定めることを要請することができる(10条)。両者で必要な協議を行い同意を得るため、景観協議会を組織することができる(15条1項)。</li> <li>・公共施設そのものが良好な景観の構成要素となっている場合と、公共施設整備に伴って良好な景観を再生・創出する場合とが想定される。いずれの場合も景観重要公共施設として選定する理由を明確にし、公共施設管理者との協議の際、十分に説明できることが重要である。</li> </ul>

法・条例名	規制地域等	規制要件
土地利用調整条例 神奈川県土地利用調整条例		<p>・事業者が市街化調整区域等において開発行為や埋立行為を行うおとす場合に、知事との協議・審査を義務付けている(条例3条1項)。協議は法令等に基づく許認可申請等に先立って行うこと(条例3条3項)。</p> <p>《対象となる行為》</p> <p>○開発行為：市街化調整区域など、市街化を抑制すべき地域において1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(非線引白地地域や都市計画が定められていない区域(=特定地域)において、主として建築物の建築を目的で行う開発については、当分の間3,000平米以上が対象となる)。</p> <p>○埋立行為：海面における1,000平米以上の埋立。</p> <p>《条例の手続き不要の行為》</p> <p>○開発行為： ・従来土地利用目的(農地、森林など)を変更しない行為 ・都市計画法に定める用途地域が定められた区域における行為 ・道路や河川の工事など特に公益性が高いと認められる開発で、規則で定めるもの。(規則4条)</p> <p>○埋立行為： ・観音崎から北の東京湾の区域における埋立 ・重要港湾の区域において港湾計画に基づいて行う埋立 ・海岸保全のための施設など特に公益性が高くと認められる埋立で、規則で定めるもの(海岸保全施設の新設等の埋立行為など)(規則4条)</p> <p>《審査基準》</p> <p>・知事が定めた本条例「審査指針」による。 ・市街化調整区域、特定地域における開発行為は、市町村が策定する「特定地域土地利用計画」や自然環境との調和を図りつつ、限定的に認めるものとする。 ・横須賀市観音崎から湯河原町に至る東京湾及び相模湾の公有水面における埋立行為については、自然海岸の保全を基調とし、公共事業とその関連事業を除き原則として認めない。</p> <p>※横須賀市の区域における県条例は平成22年8月24日より適用除外となった。「横須賀市土地利用基本条例」、「適正な土地利用の調整に関する条例」及び「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」が、県条例の趣旨に沿ったものであり、同等以上の効果が期待されることから、県条例19条の規定に基づき適用除外とした。</p>
横須賀市土地利用基本条例		<p>・横須賀市に相応しい土地利用の理念と基本原則を示すとともに、土地利用に関するすべての条例の手続きの入口部分となる事前手続きについて定めている。</p> <p>・一定規模以上の土地利用に係る行為を行う場合には、市長への確認の申出を行うことを義務付けている(条例8条)。</p> <p>《確認の申出を要する行為》</p> <p>○面積500平米以上の土地の区画形質の変更、木竹の伐採、建築物の建築など</p> <p>○建築物又は工作物で、高さが10mを超えるものの建築及び築造</p> <p>○1mを超える切土・盛土を伴うもの(面積が計100平米を超える又は搬出土砂量が計100立米を超えるもの)</p> <p>○海面における1,000平米以上の埋立て 等</p> <p>・特に面積が1万ha以上の土地利用行為等については、市長に協議の申出を義務付けている(条例9条)。</p> <p>《協議の申出を要する大規模土地利用行為》</p> <p>○面積1ha以上の土地の区画形質の変更、木竹の伐採、建築物の建築など</p> <p>○1ha以上の海面の埋立て</p> <p>○その他市の政策等との調整を要する土地利用行為として、規則で定めるもの(⇒上記の確認の申出を要する行為)</p>
横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例		<p>・横須賀市土地利用基本条例に規定する土地利用の調整に関する基本方針や土地利用調整基準等を定め、横須賀市に相応しい生活環境・自然環境・都市環境等の形成及び保全を図り、基本条例の目的の達成に資する。</p> <p>・「土地利用行為」を行う者は、市長に「土地利用行為承認申請書」を提出し、承認を受けなければならない(条例44条)。また指導基準に関する事項について市長等と事前に協議しなければならない(条例45条)。</p> <p>《対象となる土地利用行為》(条例2条)</p> <p>○開発事業(500平米以上の土地の区画形質の変更)：建築物系の開発事業、非建築物系の開発事業</p> <p>○工場跡地における面積3,000平米以上の開発事業等</p> <p>《土地利用行為の指導基準》</p> <p>○工場跡地における土地利用行為にあたっては周辺の環境と調和する用途及び形態の土地利用行為とするよう努めること(条例20条1項)</p> <p>○開発事業等を行う者は、市長が定める基準により、当該行為の区域内に植栽を行う等の緑化に努めること(条例21条)</p> <p>○開発事業等を行う者は、横須賀市環境配慮指針に従い、環境配慮に係る措置を講ずるよう努めること(条例25条)</p> <p>○開発事業等を行う者は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するとともに、建築物・工作物等の形状・色彩等を周辺環境に調査和させるよう配慮する等の自ら良好な都市景観の創出に係る措置を講ずるよう努めること(条例26条)</p> <p>・市街化調整区域内において面積3,000平米以上の建築物系・非建築物系の開発事業を行う土地利用行為者は、条例に規定する土地利用行為の基準を遵守すること(条例30条)</p> <p>《市街化調整区域内に設置できる非建築物系の開発事業》(条例30条2項)</p> <p>○スポーツ・レクリエーション施設</p> <p>○墓地等の設置</p> <p>○岩石等採取場</p> <p>○廃棄物処理施設</p> <p>○駐車場・資材置場・送電施設その他これに類する施設(条例規則17条)</p> <p>《市街化調整区域内における土地利用行為の基準》</p> <p>○開発事業の区域に原則として、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地域、保安林・保安施設地区、農用地区域、史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域を含まないこと(条例30条5項)</p> <p>○開発事業の種別に応じ、一定割合以上の緑地を確保すること(条例30条7項)</p> <p>○自然環境・生活環境に及ぼす影響、社会的・経済的・文化的状況に及ぼす影響について配慮すること(条例30条8項) など</p>
風致地区条例		
横浜市風致地区条例	風致地区	<p>・良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財・社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを都市計画法に基づき指定。</p> <p>・建築物その他の工作物の新築・改築・増築などに際しては予め市長の許可が必要(条例2条1項1号)。</p> <p>《許可基準》</p> <p>・擁壁・鉄塔・高架水槽等の屋上工作物、広告板その他これらに類するもので高さが1.5m以下のものの新築・改築・増築は許可が不要(条例2条3項6号工)で、高さが1.5mを超えるものは工作物の位置・規模・形態及び意匠がその土地及び周辺の区域における風致と不調和にならないこと。</p> <p>・電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く)または管理に係る行為は、市長への届出は不要で、市長への通知が必要(3条)。</p> <p>・風致地区は第1種から第4種までを市長が指定(4条)。種別ごとに、床面積の合計が10平米を超える建築物の新築・改築・増築の際の建ぺい率・容積率・建築物の高さ等、土地の形質の変更時に必要な緑地区域面積等の許可基準が規定されている(条例審査基準)。</p>
川崎市風致地区条例	風致地区	<p>・都市の中の風致を維持するために、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域。</p> <p>・建築物や工作物の新築・改築・増築、宅地の造成など風致の維持に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、市長の許可が必要。(2条)</p> <p>《許可基準》</p> <p>・現在、指定は多摩川風致地区の1箇所のみ。</p> <p>《許可基準》</p> <p>・工作物の新築・増築・移転の場合、水道管など地下に設けるもの、高さが5m以下のものは許可が不要。高さが5mを超えるものは、工作物の位置・規模・形態・意匠が行為地及び周辺の風致と不調和でないこと。</p>
神奈川県風致地区条例(横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、逗子、三浦)市、(葉山、愛川、二宮、湯河原)町	風致地区	<p>・優れた景勝地や史跡、自然景観を有する地域などの地域特性に応じて、第1種から4種までの風致地区を指定している。</p> <p>・建築物や工作物の新築・改築・増築、宅地の造成など風致の維持に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、知事の許可が必要。(市町村への移譲あり)</p> <p>《許可基準》</p> <p>・工作物の新築・増築・移転の場合、許可が必要。ただし、水道管など地下に設けるもの、高さが5m以下のもの等は許可が不要。高さが5mを超える工作物は、工作物の位置・規模・形態・意匠が行為地及び周辺の風致と不調和でないこと。</p>

法・条例名	規制地域等	規制要件																
景観条例	景観計画区域	・景観計画区域は市全域(地先公有水面を含む)とする。 ・区域内で建築物・工作物の新築・改築・増築・移転・外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更、開発行為等を行う場合は、景観行政団体の長に届出が必要となる(法16条1項)。⇒景観法の項参照。																
横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	景観推進地区景観計画・都市景観協議地区	・市内では、「景観推進地区」として、 ・みなとみらい21新港地区 ・みなとみらい21中央地区 ・関内地区 の3地区が指定され、景観法に基づく「景観計画」(追加規定有り)と市条例に基づく「都市景観協議地区」が策定されているが、本検討エリアはいずれも該当しない。 (⇒本検討エリアに該当地域なし)																
	景観重要公共施設	・いずれも景観推進地区内での指定となっており、本検討エリアは該当しない。 ・「みなとみらい21新港地区」では、道路・港湾が指定され、整備に関する事項および占用許可の基準等が定められ、「みなとみらい21中央地区」では道路・公園・港湾が指定され、整備に関する事項および占用許可の基準等が定められ、「関内地区」では、道路および公園が指定され、占用許可の基準等が定められている。 (⇒本検討エリアに該当地域なし)																
川崎市都市景観条例	景観計画区域	・景観計画区域は市全域を指定(条例9条2項)。 ・区域内で建築物・工作物の新築・改築・増築・移転・外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更、開発行為等を行う場合は、景観行政団体の長に届出が必要となる(法16条1項)。⇒景観法の項参照 ・届出の対象となる規模は、高さ3mを超える建築物の建築、工作物の建設等(ただし、第1種高度地区は10m、第2種高度地区は15m、第3種・4種高度地区は20mをそれぞれを超えるもの)、延べ面積が10,000平米を超えるものなど(条例13条)。																
	景観計画特定地区	・市内では景観計画特定地区3地区、都市景観形成地区8地区が指定されているが、本検討エリアはいずれにも該当しない(条例10条、4章)。																
	景観重要公共施設	・市内では、景観重要公園・緑地等として生田緑地・菅生緑地・等々力緑地の3施設が、景観重要道路として川崎駅東口駅前広場が定められているが、本検討エリアはいずれにも該当しない。 (⇒本検討エリアに該当地域なし)																
横浜貨物景観条例	景観計画区域	・景観計画区域は市全域を指定(市景観計画書より)。 ・区域内で建築物・工作物の新築・改築・増築・移転・外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更、開発行為等(建築行為等)を行う場合は、市長と景観条例に基づく景観協議(条例7条1項)と景観法に基づく届出(法16条1項)が必要となる。 ・届出の対象となる規模は、地盤面から高さ10mを超える建築物・工作物の建築行為等、延べ面積が1000平米を超える建築物の建築行為等、面積が1ha以上の開発行為など(条例8条2項)。																
	眺望景観保全区域	(⇒本検討エリアに該当地域なし)																
	景観重要公共施設	・道路1施設(うみかぜの路)が指定され、整備に関する基準が定められているが、本検討エリアはいずれも該当しない。 ⇒本検討エリアに該当施設なし																
三浦市		・三浦市は景観計画の策定に向けて、平成19年9月1日に景観行政団体へ移行した。 ・現在、市の景観条例の制定に向けて準備中。																
自然環境保全条例		・自然環境保全地域に準ずる自然環境を維持している地域で周辺の自然的社会的条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを、「都道府県自然環境保全地域」として条例により知事が指定する。(自然環境保全法45条) ・森林・草原・河川・湖沼・海岸若しくは海面の区域又は自然環境がこれらに類する区域で、自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要なものを「自然環境保全地域」として知事が指定する。(条例2条)																
	自然環境保全地域特別地区	・自然環境保全地域の区域内で、特に良好な自然環境を有している区域その他特に自然環境を維持する必要があると認める区域を「特別地区」として知事が指定する。(条例6条) ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地造成・土地の開墾・土地の形質の変更(海底を含む)、水面埋め立て・干拓等の行為は知事の許可が必要。(条例14条) ・許可には、当該地域の自然環境保全のために必要な限度において条件を付すことができる。(条例15条) ・許可されない行為 ・高さ10mを超える工作物(規則8条の2の1号イイ) ・水平投影面積の合計が200平米を超える工作物(規則8条の2の1号ウ) (⇒本検討エリアに該当地域なし)																
	自然環境保全地域普通地区	・自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域。(条例8条) ・高さ5m又は水平投影面積30平米を超える工作物の新築・改築・増築、宅地造成・土地の開墾・土地の形質の変更(海底を含む)、水面埋め立て・干拓等の行為は知事への届出が必要。(条例8条、規則4条2号)																
県立自然公園条例		(⇒本検討エリアに該当地域なし)																
港湾地区条例	商港区	・港湾法第40条の規定に基づき、横浜国際港都建設計画横浜臨港地区内の分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物の規制について必要な事項を定める。 ・横浜市内では、臨港地区に商港区・工業港区・マリナ港区・修景厚生港区の4つの分区を設け、本条例により、それぞれの分区の目的に合わない構築物の建設や用途の変更を禁止している。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。(条例3条) ・商港区については、条例別表第1に掲げる構築物(規定された港湾施設、卸流通施設、港湾関係者のための附属施設等、都市計画施設等)を除く構築物の建設が禁止されている。 ・新エネルギー利用等の促進に関する特措法第2条に規定する新エネルギー利用等のための施設及びその附帯施設は、商港区・マリナ港区において建設できない。																
工場立地法	全域	・工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするために、一定規模以上の工場(特定工場)の生産施設や緑地等の面積率の基準(準則)を公表し、工場の新設・増設の際にはこの基準に基づいた生産施設や緑地等を設置し届け出ることを義務付けている。  ＜国の基準(工場立地法第4条第1項で定める緑地面積率等)＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>生産施設面積率</th> <th>緑地面積率</th> <th>環境施設面積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>業種による(30～65%)</td> <td>20%以上</td> <td>25%以上</td> </tr> </tbody> </table> (電気供給業の敷地面積に対する生産施設面積の割合は50%) ・都道府県と市にあっては、上記で公表された準則によることとするよりも、他の準則によることが適切であると認められる区域があるときは、法の基準の範囲内で、緑地面積率と環境施設面積率について、独自に準則を条例にて定めることができる。(都道府県準則・市準則) ＜特定工場とは＞ (1)業種:製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業(水力・地熱・太陽光発電を除く)、ガス供給業、熱供給業。 (2)規模:敷地面積9,000平米以上又は建築面積3,000平米以上。 ＜緑地面積とは＞ ・樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の面積。 ・壁では、地盤の実情に応じた基準(準則)を、都市計画法上の用途地域に応じて定めてきた(平成13年4月施行)。 ・平成24年4月1日施行の法改正により、県の準則は町村に適用されることとなったが、市が独自に準則を定めない場合には、経過措置として県の準則が適用される。	区域名	生産施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率	全て	業種による(30～65%)	20%以上	25%以上								
区域名	生産施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率															
全て	業種による(30～65%)	20%以上	25%以上															
神奈川県工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例	県全域(町村と準則を定めていない市に適用) ※横浜市、川崎市、三浦市は個別で準則を定めている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>設定区域</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区域</td> <td>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域</td> <td>25%以上</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>第二種区域</td> <td>工業地域及び工業専用地域</td> <td>15%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> </tbody> </table> ・区域指定のない地域(準工場地域、都市計画区域外):従来通りの基準(法準則:緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上)が適用される。	区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域	25%以上	30%以上	第二種区域	工業地域及び工業専用地域	15%以上	20%以上				
区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合															
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域	25%以上	30%以上															
第二種区域	工業地域及び工業専用地域	15%以上	20%以上															
横浜市工場立地法地域準則条例		・横浜市では、地域の実情に応じた基準(準則)を、都市計画法上の用途地域に応じて定めている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>設定区域</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区域</td> <td>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域</td> <td>25%以上</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>第二種区域</td> <td>工業地域及び工業専用地域</td> <td>15%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> </tbody> </table> ・区域指定のない地域:従来通りの基準(法準則:緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上)が適用される。	区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域	25%以上	30%以上	第二種区域	工業地域及び工業専用地域	15%以上	20%以上				
区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合															
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域	25%以上	30%以上															
第二種区域	工業地域及び工業専用地域	15%以上	20%以上															
川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例		・川崎市では、地域の実情に応じた基準(準則)を、都市計画法上の用途地域に応じて定めている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>15%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> </tbody> </table> ・区域指定のない地域:従来通りの基準(法準則:緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上)が適用される。	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合	工業専用地域	15%以上	20%以上										
区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合																
工業専用地域	15%以上	20%以上																
三浦市工場立地法地域準則条例		・三浦市では、地域の実情に応じた基準(準則)を、都市計画法上の用途地域に応じて定めている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>設定区域</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区域</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域</td> <td>25%以上</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>第二種区域</td> <td>工業地域</td> <td>15%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>第三種区域</td> <td>準工業地域</td> <td>15.7%以上</td> <td>20.7%以上</td> </tr> </tbody> </table>	区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域	25%以上	30%以上	第二種区域	工業地域	15%以上	20%以上	第三種区域	準工業地域	15.7%以上	20.7%以上
区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合															
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途地域の指定のない都市計画区域	25%以上	30%以上															
第二種区域	工業地域	15%以上	20%以上															
第三種区域	準工業地域	15.7%以上	20.7%以上															



資料編2 建物用途現況データによる「住宅」と「住宅以外」の設定条件

NO	コード	内 容	住宅	住宅以外
1	0	用途不明		○
2	10	住宅	○	
3	20	集合住宅	○	
4	30	店舗併用住宅	○	
5	41	店舗併用集合住宅（宿泊施設）	○	
6	42	店舗併用集合住宅（娯楽施設）	○	
7	43	店舗併用集合住宅（遊戯施設）	○	
8	44	店舗併用集合住宅（業務・商業系で上記以外）	○	
9	50	作業所併用住宅	○	
10	60	業務施設		○
11	71-73	商業施設		○
12	80	宿泊施設		○
13	91-93	娯楽施設		○
14	101-102	遊戯施設		○
15	110	商業系用途複合施設		○
16	120	官公庁施設	○	
17	131-132	文教厚生施設	○	
18	141-142	運輸倉庫施設		○
19	150	重化学工業施設		○
20	160	軽工業施設		○
21	171-172	サービス工業施設		○
22	180	家内工業施設		○
23	191-193	処理施設		○
24	200	農業施設		○
25	210	防衛施設		○

資料編3 土地利用現況データの区分と開発可否の設定条件

NO	コード	内 容		開発可否 ○:開発可 ×:開発不可		
1	10101	自然的 土地 利用	農 地	農振外	○	
2	10102			田	農振内	○※1
3	10201		畑	農振外	○	
4	10202			農振内	○※1	
5	10300		山 林	平坦地山林	○	
6	10400			傾斜地山林	○※2	
7	10500		河川、水路、水面		×	
8	10600		荒地、海浜		○	
9	10701		耕作放棄地	農振外	○	
10	10702			農振内	○※1	
11	20100	都市的 土地 利用	住宅用地		×	
12	20200		集合住宅用地		×	
13	20300		店舗併用住宅用地		×	
14	20400		店舗併用集合住宅用地		×	
15	20500		作業所併用住宅用地		×	
16	20600		業務用地		×	
17	20700		商業用地		×	
18	20800		宿泊娯楽用地		×	
19	21200		公共用地		○	
20	21300		文教厚生用地		×	
21	21400		運輸倉庫用地		○	
22	21500		重化学工業用地		○	
23	21600		軽工業用地		○	
24	21900		供給処理施設用地		○	
25	22000		農地（農業施設）		×	
26	22100		防衛用地		×	
27	30101		オープンス	都市公園		○
28	30102		ペース	ゴルフ場		×
29	30201		その他空き地	未利用地		○
30	30202			取壊し改装工事中		×
31	30203			用屋 地外 利	駐車場	
32	30204			それ以外		×
33	30301		道路用地	自動車		×
34	30302			幅員22m以上		×
35	30303			幅員12～22m		×
36	30304			幅員4～12m		×
37	30305			駅前広場		×
38	30400		鉄道用地		×	

※1：農用地区域については法規制情報により除外

※2：急傾斜地は別途傾斜データにより除外

## 資料編 4 風力発電立地可能性検討会設置要綱・委員名簿

(設置)

第1条 神奈川県において風力発電施設の導入を推進するために、風力発電に有望と考えられる地域・地点を抽出する立地可能性調査を行うにあたって、幅広い観点から技術的なアドバイスをいただくために、風力発電立地可能性検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について調査・研究を行う。

- (1) 立地可能性調査における詳細な調査内容の検討
- (2) 立地可能性調査に係る受託業者からの報告の検証
- (3) 民間事業者の誘致策の検討等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、次の者のうちから選定した委員若干名をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 風力発電事業に識見を有する者
- (3) 風力調査の対象となる地元自治体
- (4) その他知事が適当と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、第3条に定める委員のほか、第2条の所掌事項について調査、研究するため必要と思われる者に検討会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

○風力発電立地可能性検討会委員名簿

分野	氏名	職名
学識経験者	いとう まさはる 伊藤 正治	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー部 自然エネルギーグループ 主任研究員
学識経験者	うしやま いずみ 牛山 泉	足利工業大学 学長
事業者	さいとう てつお 斎藤 哲夫	一般社団法人 日本風力発電協会 企画局長
事業者	もり ひさと 森 久人	三菱重工業株式会社 原動機事業本部 風車事業部 企画・営業部 営業課長
事業者	やたべ たかし 矢田部 隆志	東京電力株式会社 神奈川支店 営業部 法人営業第三グループマネージャー
地元自治体	よしだ はじめ 吉田 肇	横浜市 環境創造局 環境保全部 環境エネルギー課 担当課長
地元自治体	かねこ ひろみ 金子 浩美	川崎市 環境局 地球環境推進室 担当課長
地元自治体	おざわ みつる 小澤 充	横須賀市 環境政策部 環境企画課長
地元自治体	ほりこし しゅういち 堀越 修一	三浦市 環境部 環境課長
県	やまぐち けんたろう 山口 健太郎	環境農政局 新エネルギー・温暖化対策部 太陽光発電推進課長

<オブザーバー>

分野	氏名	職名
学識経験者	たちかわ ひろたか 立川 裕隆	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 事務局長
事業者	しょうじ のぶやす 東海林 伸安	日本風力開発株式会社 東北本社開発本部 副本部長
県	もりや みつる 守屋 充	政策局 地域政策部 地域政策課長
県	さとう ひとし 佐藤 仁	環境農政局 水・緑部 自然環境保全課長
県	しのほら しんいち 篠原 慎一	環境農政局 農政部 農政課長
県	いとう やすし 伊藤 靖志	環境農政局 環境保全部 環境計画課長
県	ほづみ かつひろ 穂積 克宏	横須賀三浦地域県政総合センター環境部長

風力発電施設立地可能性調査報告書

平成 24 年 12 月

神奈川県環境農政局

新エネルギー・温暖化対策部

太陽光発電推進課